

四日市市大矢知・平津事案
リスク管理表
(第4版)

平成27年3月11日

四 者 協 議

序

この「四日市市大矢知・平津事案リスク管理表」は、これまでの四者協議での「リスク評価表」により評価されたリスクの状況とその対策を踏まえたもので、今後も継続的なモニタリングを実施し、当該事案に係る支障除去等の対策前から対策後、更に将来に亘って生活環境保全上の支障が顕在化しなくなるまで、リスク状況を管理していくものです。

なお、本表はこれまでの四者協議での協議結果を踏まえた現時点でのリスクの状況と評価を示しており、今後の対策工事状況や各種調査結果、モニタリング結果等を受けて逐次見直していきます。

平成24年7月12日

四日市市大矢知地区連合自治会
四日市市八郷地区連合自治会
学識経験者（末頁記載）
三四重県市

四日市市大矢知・平津事業 リスク管理表

目 次

第1章 はじめに	1
1.1 「リスク管理」とは	1
1.2 本事案における対策のコンセプト	1
1.3 リスク管理の考え方	2
(1) リスク管理の手順	2
(2) リスク管理のステップ	2
(3) 管理体制	3
第2章 対策工	4
2.1 対策工の概要	4
2.2 リスクと支障除去対策工の内容	5
(1) リスクと支障除去対策工	5
(2) 支障除去対策工全体計画平面図	6
第3章 リスク管理	7
3.1 リスク管理項目	7
(1) エリア別リスク管理	7
(2) モニタリング項目	8
① 対策前、対策中	8
② 対策実施後	9
(3) モニタリング位置	10
3.2 全体管理	11
(1) 対策前・対策中	11
① 全体管理フロー	11
② 判定基準	12
(2) 対策後	13
① 全体管理フロー	13
② 判定基準	14
3.3 日常管理	15
(1) 日常管理フロー	15
3.4 リスク管理総括表	16
3.5 エリア別リスク管理カルテ	17
資料1 リスク評価と対策工 総括表	資-1
資料2 有害物質の性状、起源、挙動、健康影響等	資-2

本版の測定データ等については、平成26年8月までの結果を記載しています。
(粉じん測定のデータについては、平成26年8月までの結果を記載)

第1章

第1章 はじめに

1. 1 「リスク管理」とは

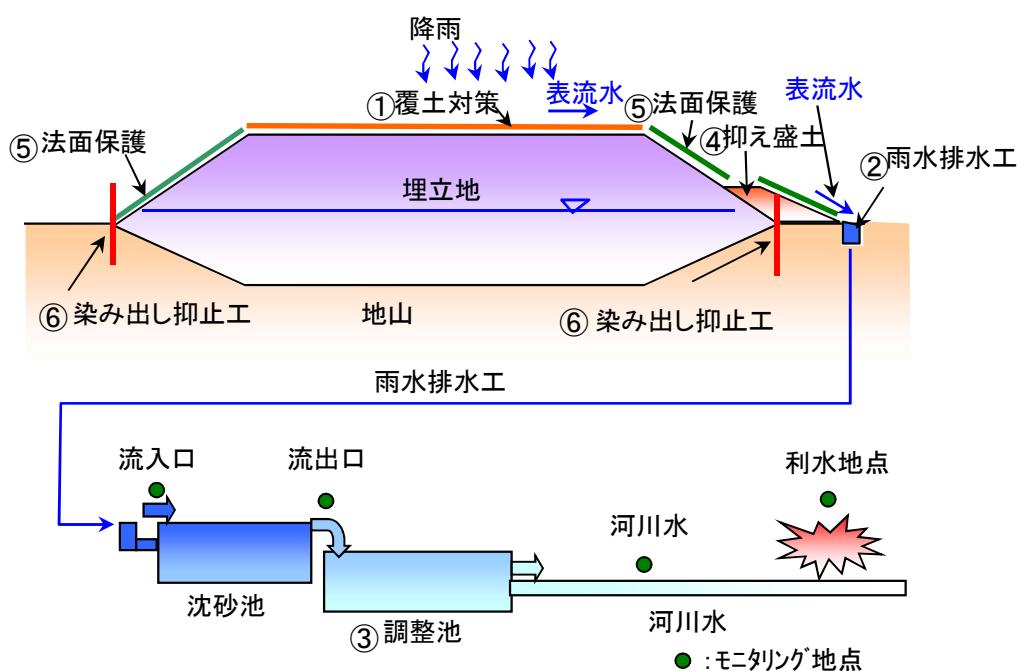
「リスク管理」とは、関係者が共通のリスク認識に立って必要な対策を講じ、観察を継続することにより、対策の効果を確認するとともに、状況の変化に応じ対策の見直しを行い潜在的なリスクによる支障が顕在化することを防止していくことです。

すなわち、「リスク管理」を通じて目指すものは、科学的な根拠による「安全」の確保と共に、リスクコミュニケーションによる関係者間の信頼と理解を得る「安心」の確保です。

1. 2 本事案における対策のコンセプト

当該事業においては、廃棄物を残置し、図に示すような覆土・雨水排水対策を中心とした対策を実施します。

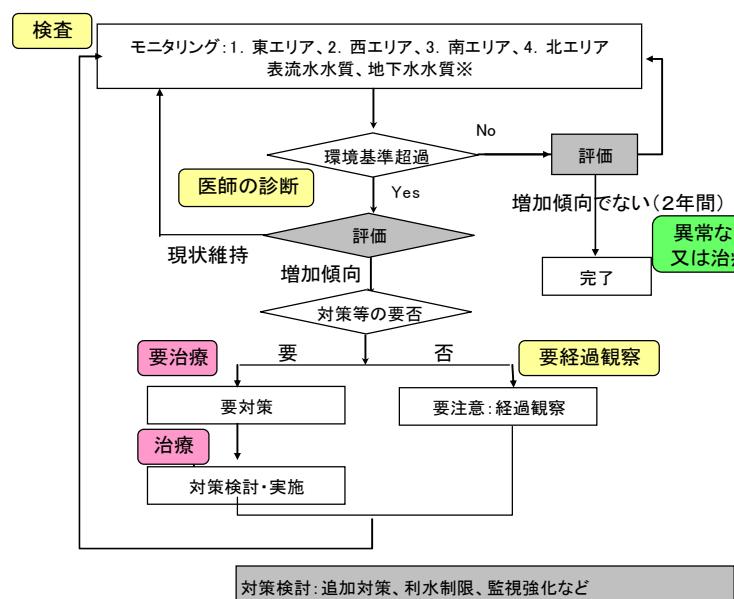
- ①廃棄物の埋立地の上部に覆土工を実施し、廃棄物の飛散流出を防止するとともに、廃棄物層への雨水の浸透を抑制します。
- ②③処分場に降った雨水については、雨水排水工により適切に調整池に放流し、洪水調整を行います。
- ④崩落のおそれのある法面については、法尻部に押え盛土工を施工し、崩落防止を行います。
- ⑤廃棄物が露出している法面については、厚層基材吹付工や連続纖維補強土工による法面保護を実施し、廃棄物の飛散流出や崩落を防止します。
- ⑥処分場からの染み出し水については、中溜池側、西水路側に染み出し抑止工を施工し、浸出水の流出を防止します。



1. 3 リスク管理の考え方

(1) リスク管理の手順

本事案のリスクを「**人の病気**」に例えて、リスク管理を次のようなフローに従って行います。フローでは、まず管理すべきエリアについて評価を行い（**医師の判断**）、水質等モニタリングにおいて濃度上昇などが見られたときには対策を講じたり（**治療**）、調査を継続する（**要経過観察**）などを行い、最終的に支障が顕在化しなくなるまで（**治癒**）このサイクルを繰り返していくことを考えています。



(2) リスク管理のステップ

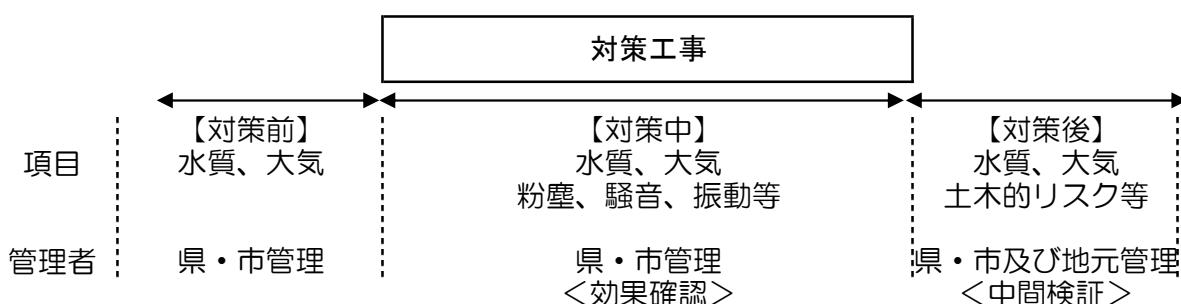
廃棄物は残置されることから、潜在的なリスクが存在するため、将来に亘って、これらのリスクを管理する方法が重要となります。

対策前の現在においては、定期的なモニタリングを中心とした測定結果に基づき、対策工法の選定を行ってきましたが、今後は、対策の実施まで、モニタリングを継続していく、追加の対策等の要否を判断していくこととなります。

対策中については、対策前のモニタリング項目に加えて、工事に伴う粉塵やガス、また、騒音振動の周辺への影響を確認し、管理を行っていくとともに、各対策の効果確認を実施します。

更に、対策後については、定期的なモニタリングや法面の崩落等の土木的リスクを監視するとともに、異常が見られたときには、追加の対策等の要否を検討します。

また、リスク管理の中で新たに発生したリスクへの対応や新工法の適用の可能性等について、中間検証を実施し、必要に応じて、追加の対策等の要否を検討していきます。



(3) 管理体制

対策前、対策中、対策後の各段階での管理体制については、今後、四者協議等により構築していきます。

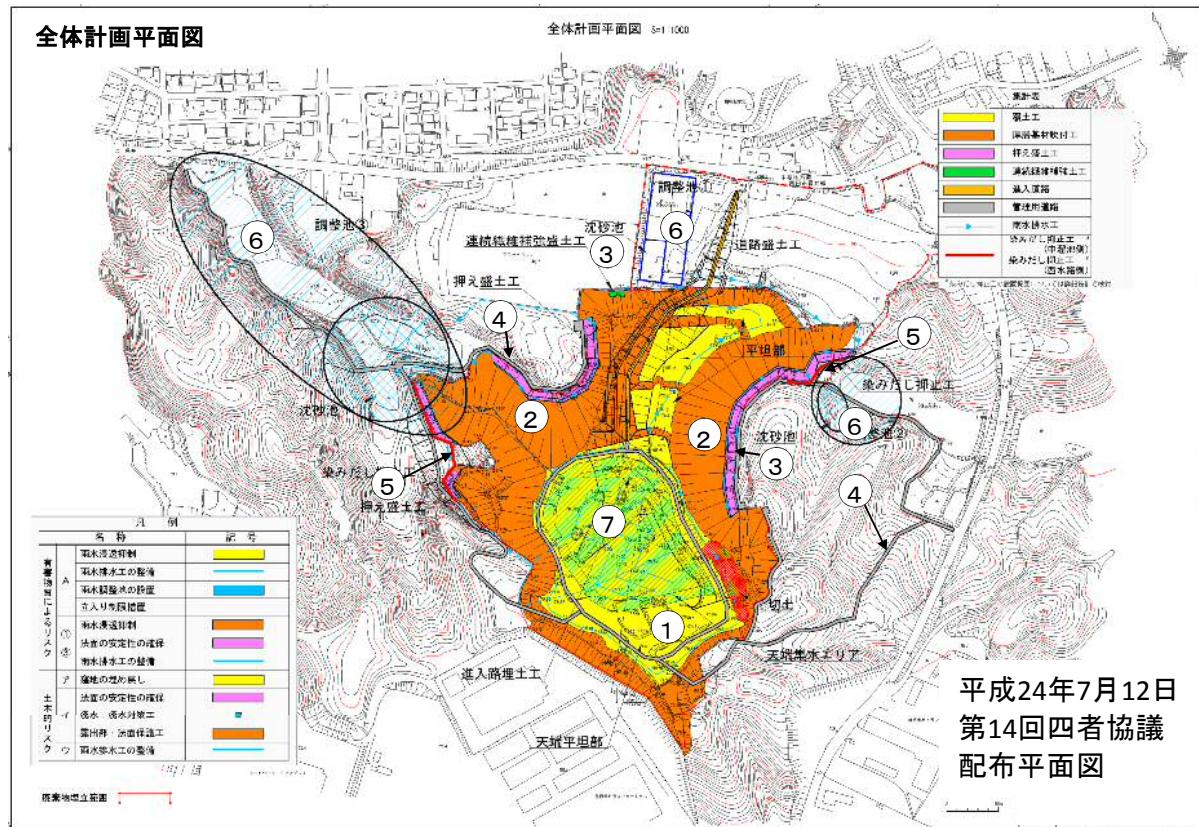
第2章

2.1 対策工の概要

「リスク評価表」では、処分場内外の有害物質によるリスク及び土木的リスクについて評価し、対策の必要性を判定しました。

このリスク評価と地元意見を踏まえ平成23年10月21日に「具体的な対策工法」について地元合意を得ました。

その後、四者協議等での意見、現地踏査結果により以下の対策工法を検討しています。



主な地元意見に係る対策の基本的な考え方と具体的な対策工法

主な地元意見	対策の基本的な考え方	具体的な対策工法
① 雨水浸透抑制への対応	覆土工対策によって、雨水浸透抑制を行う。 なお、覆土構造については、ある程度浸透を許容する構造とするか、完全に雨水を遮水する構造とするか、今後、検討する。	覆土工(約3.7ha)
② 地震時の長大法面崩落への対応	法面の崩壊には、表層崩壊と地すべり崩壊があり、表層崩落へは、厚層基材吹付工、地すべり崩壊へは、押え盛土工で対応する。 また、地震時における法面の安定性も確保する。	押え盛土工(約0.5ha) 厚層基材吹付工(約6.7ha)
③ 既存の崩壊箇所への対応	地形状況及び施工性を考慮した崩壊対策を実施する。	押え盛土工(約0.5ha:再掲) 連続織維補強土工(約0.01ha)
④ 今後の維持管理を行うまでの対応	対策後の維持管理を行うため、管理用道路を設置する。	管理用道路工(約3,000m)
⑤ 中溜池側及び西水路側からの染み出し水への対応	地質構造等を踏まえて、染みだし水を抑止する対策を実施する。 ただし、染み出し水抑止工の設置箇所や設置深さ等については、今後、学識経験者間で検討する。	染みだし抑止工 (中溜池側約70m) 染みだし抑止工 (西水路側約140m)
⑥ 覆土対策によって増加する表流水への対応	処分場に降った雨水については、雨水排水工によって、適切に調整池に放流し、調整池で洪水調整を行う。(最大雨量148.9mm/hを想定) 雨水排水量の配分については、処分場設置前(1961年)の分水嶺及び当時の地形状況等を考慮して検討した。	調整池(3カ所) 雨水排水工(約4,000m)
⑦ 予期せぬ局地的豪雨等への対応	予期せぬ局地的豪雨等に対応するため、天端部の雨水を集め、一気に流出しないよう集水した雨水を徐々に下流に流すような機能を確保する。	天端部集水機能の設置 (約1.6ha)
⑧ 対策実施後の管理対応	対策後の管理計画を定め、適切に管理していく。 具体的な内容については、今後、検討する。	

※ なお、数値については概算の数値であり、詳細設計の段階で確定することになります。

2.2 リスクと支障除去対策工の内容

(1)リスクと支障除去対策工

リスク評価により判定された支障に応じて、支障除去対策工を講じます。

リスク A. 処分場内の廃棄物層が第2帶水層に接触しており、有害物質を含んだ廃棄物層からの浸出水が帯水層を通じて周辺に拡散するおそれがあります。

対策 →雨水浸透抑制【覆土工+雨水排水工+調整池】

覆土により廃棄物層内への雨水浸透を抑制し、浸出水の拡散を防止します。

覆土により増加する表流水は、雨水排水工により3箇所の調整池へ導き、適切に放流します。

リスク B. 中溜池流入水路や西水路側では、処分場からの有害物質を含んだ染み出し水が確認されています。染みだし水は中溜池、西水路に流出している可能性があることから、農業用水での利水に影響を及ぼすおそれがあります。

対策 →浸出水流出防止【染み出し抑止工】

法尻部からの染み出し水は、染み出し抑止工により抑止します。

リスク C. 処分場の天端部や法面には、廃棄物が広範囲に露出しています。露出した廃棄物は、風雨などによる飛散・流出により、処分場周辺に拡散するおそれがあります。

対策 →露出廃棄物の飛散・流出防止【覆土工+厚層基材吹付工】

覆土工及び厚層基材吹付工により、露出している廃棄物を被覆することで飛散流出を防止します。

リスク D. 処分場法面には小崩落箇所が存在し、雨水等により崩落が進行するおそれがあります。また、中溜池側や西水路側の法面は法面安定解析の結果、地震時の安全性が確保されていません。

対策 →法面保護【押え盛土工、連続繊維補強土工、厚層基材吹付工】

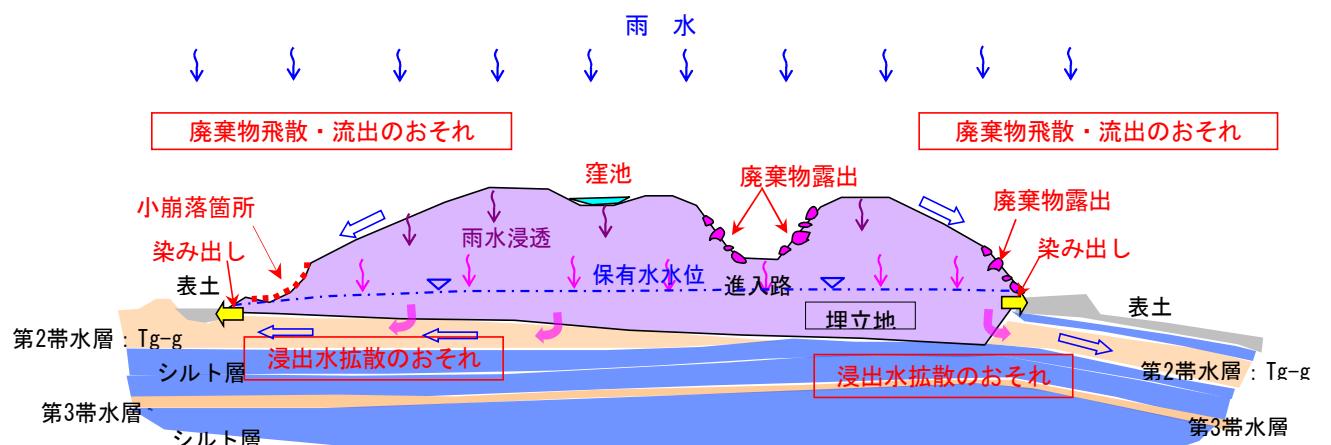
小崩落箇所は連続繊維補強土工を実施し、また処分場法面部には厚層基材吹付工を実施することで、崩落が進行しないように安定化を図ります。

地震時の安定が保たれていない中溜池側及び西水路側の長大法面については、押え盛土工により法面の安定性を確保します。



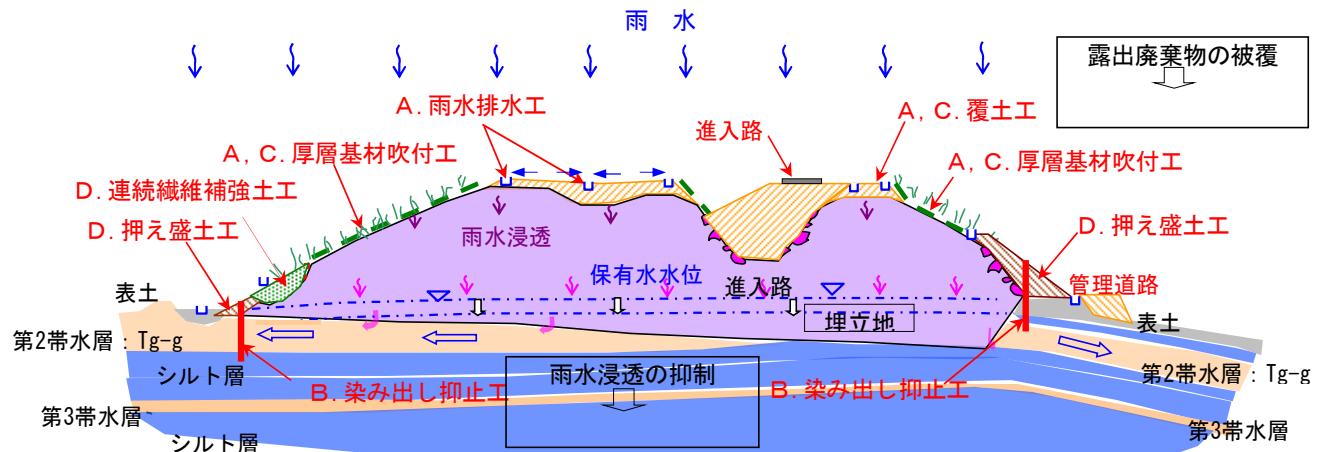
支障除去対策工のイメージ図

【対策前】



- 【対策工】
- 覆土工+雨水排水工+調整池（雨水浸透抑制）
 - 覆土工+染み出し抑止工（浸出水流出防止）
 - 覆土工+厚層基材吹付工（廃棄物飛散流出防止）

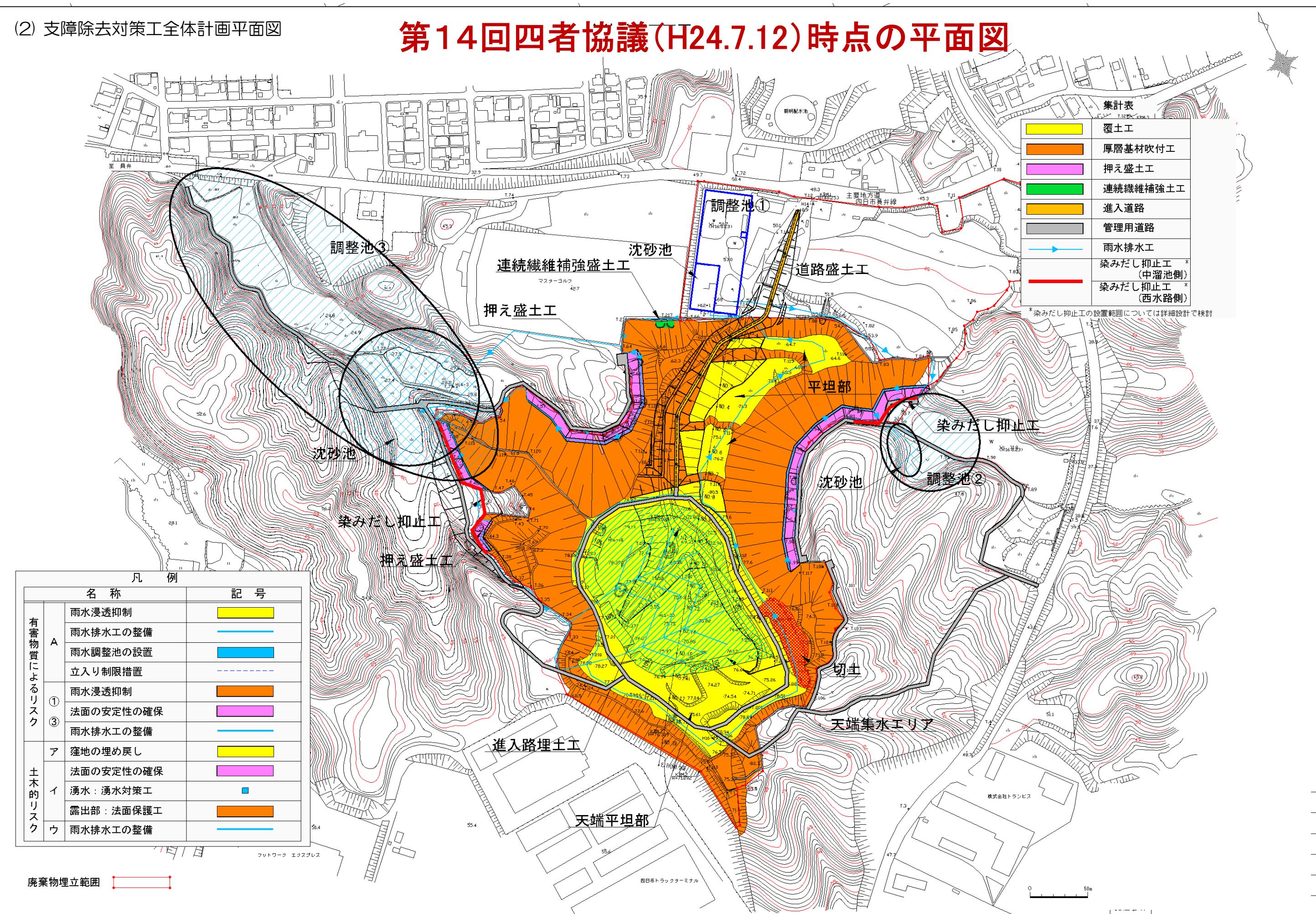
【対策後】



支障除去対策工の概念図

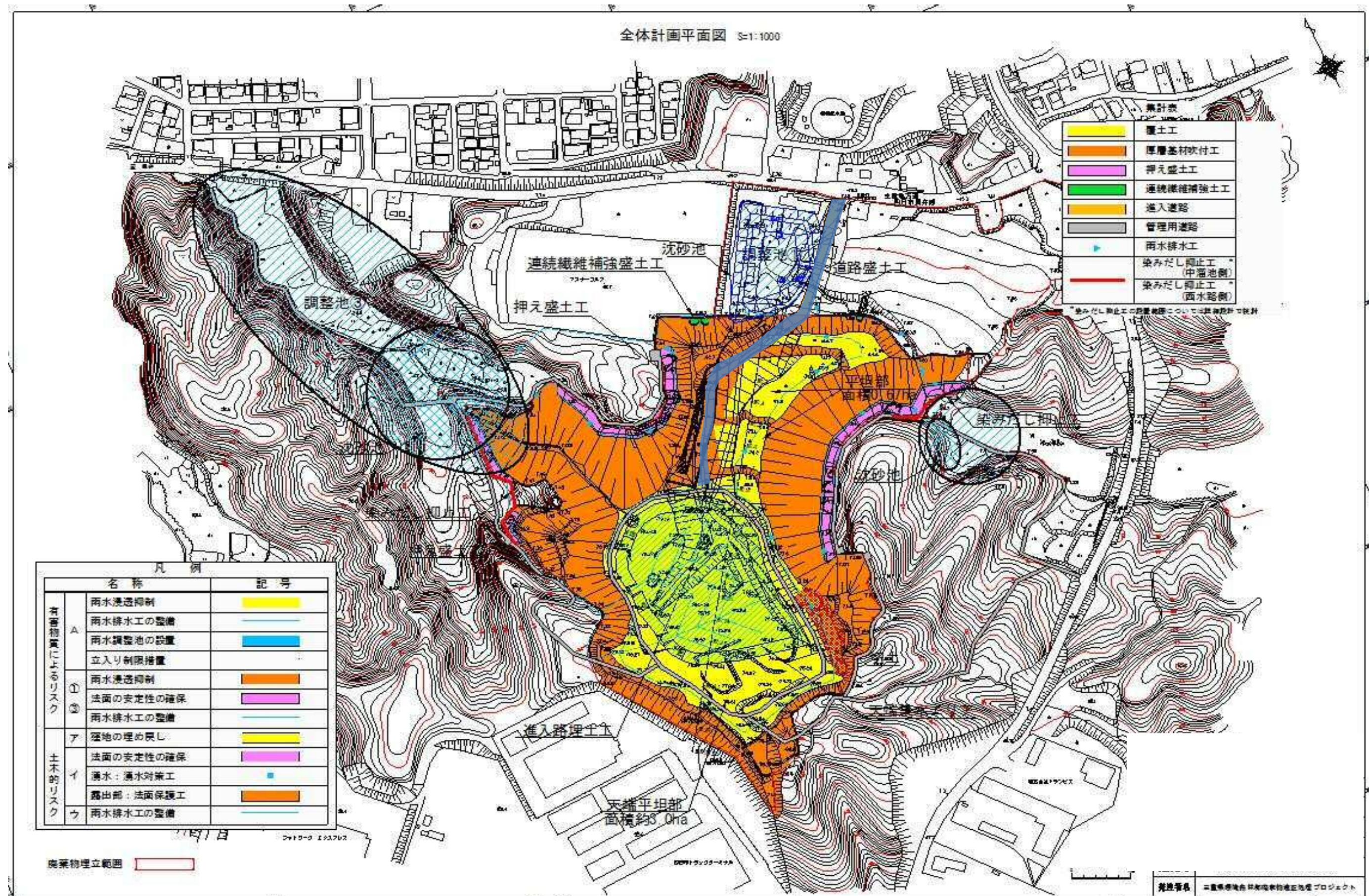
(2) 支障除去対策工全体計画平面図

第14回四者協議(H24.7.12)時点の平面図



(2) 支障除去対策工全体計画平面図

第17回四者協議(H26.3.28)時点の平面図



第3章

3.1 リスク管理項目

(1) エリア別リスク管理

リスク管理は、対策工の有効性や新たなリスクが発生していないか確認するために、下記の5つのエリアに分けて行います。

リスク管理办法は、各エリアのリスク毎に管理項目を設定し、判定基準を満たしているか評価して、追加対策が必要と判定されたときには学識経験者間協議を経て四者協議にて協議します。

1) 東エリア: 中溜池エリア

【対策】

- ①埋立エリアから浸出水が流出し、中溜池に流入していますので、覆土工、雨水排水工、染み出し抑止工により浸出水の流出を防止します。
- ②中溜池長大法面の崩落や浸食防止のため、押え盛土工、厚層基材吹付工、連続繊維補強土工の対策を行います。
- ③豪雨時、埋立エリアからの雨水が適切に排除されていませんので、埋立地からの雨水は調整池で調整した後、雨水排水工で排水します。

【管理】

- ①中溜池に流入する表流水の水質や中溜池から流出する水の水質を測定し、判定基準を超えていないか監視します。
- ②目視点検により押え盛土工、厚層基材吹付工、連続繊維補強土工に表層浸食などの不具合がないか確認します。

2) 西エリア: 西水路エリア

【対策】

- ①埋立エリアから浸出水が流出し、西水路に流入していますので、覆土工、雨水排水工、染み出し抑止工により浸出水の流出を防止します。
- ②馬の背長大法面の崩落や浸食防止のため、押え盛土、厚層基材吹付工、連続繊維補強土工の対策を行います。
- ③豪雨時、埋立エリアからの雨水が適切に排除されていませんので、埋立地からの雨水は調整池で調整した後、雨水排水工で排水します。

【管理】

- ①西水路の表流水水質や地下水水質を測定し、判定基準を超えていないか監視します。
- ②目視点検により押え盛土工、厚層基材吹付工、連続繊維補強土工に表層浸食などの不具合がないか確認します。
- ③目視点検により雨水排水工や調整池に沈下や損傷がないか確認します。

3) 南エリア: 帯水層潜込みエリア

【対策】

- 埋立エリアから浸出水が帯水層に流出していますので、覆土工により雨水の浸透を抑制します。

【管理】

- 帯水層は南東方向に深く潜り込み、地下水は地表に現れず、また現時点では地下水利用もありませんので、周辺環境に対する汚染リスクは小さいと考えられます。地下水水質の濃度が増加傾向ないことやその周辺での帯水層における地下水利用がないことを監視します。

4) 北エリア: 埋立地入り口エリア

【対策】

- ①豪雨時、埋立エリアからの雨水が適切に排除されていませんので、埋立地からの雨水は調整池で調整した後、雨水排水工で排水します。

【管理】

- ①目視点検により雨水排水工や調整池に沈下や損傷がないか確認します。
- ②廃棄物が残地されているので土地の改変がないことを監視します。

5) 埋立エリア

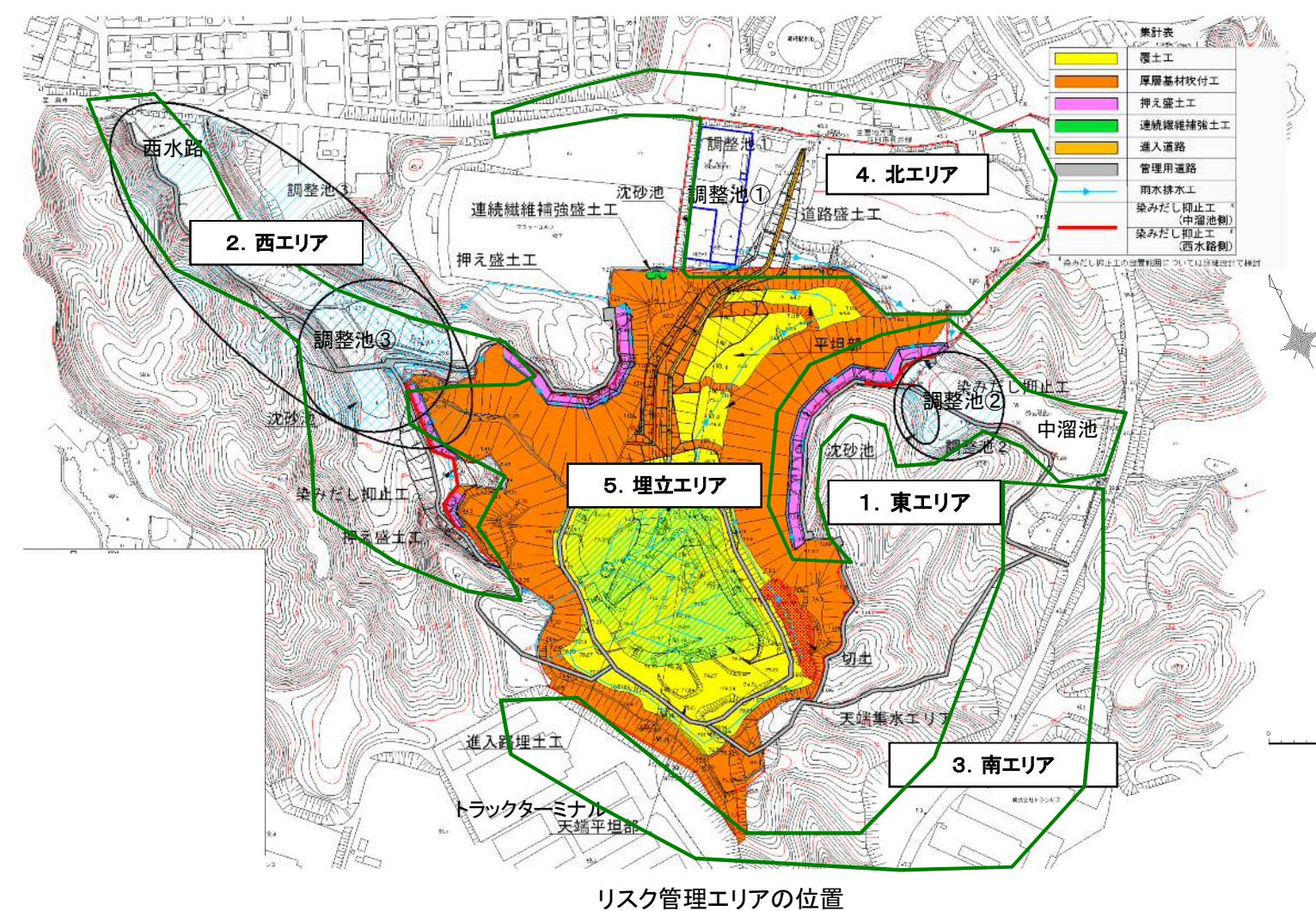
【対策】

- 埋立廃棄物中の一部に高濃度の有害物質があり、雨水浸透により周辺地下水の汚染源となるため覆土等により雨水浸透を防止します。また、廃棄物が露出している箇所がありますので、覆土等により露出廃棄物の飛散・流出を防止します。

【管理】

- ①埋立エリアの浸透水水質の濃度が増加傾向がないことを監視し、目視点検により覆土等が表層浸食され廃棄物の露出部分がないか確認します。
- ②ボーリング孔内でガスが発生していることが確認されているため、発生ガスを測定して周辺環境に影響が無いか監視します。

エリア	支障	対策工	管理内容					
			水質		ガス		土木的リスク	
			管理項目	判定基準	管理項目	判定基準	管理項目	判定基準
1. 東エリア	浸出水の拡散 露出廃棄物の飛散、流出 法面小崩落箇所の崩落 地震時の長大法面崩落 染み出し水の地表流出 埋立エリアからの浸出水流	覆土工 押え盛土工 厚層基材吹付工 管理用道路 染み出し抑止工 雨水排水工 調整池	地下水水質	環境基準	-	-	覆土工 押え盛土工 厚層基材吹付工 管理用道路 染み出し抑止工 雨水排水工 調整池(2)	目視点検による 補修必要性の 有無
			表流水水質	環境基準 (沈砂池流入口 は排水基準)				
2. 西エリア	浸出水の拡散 露出廃棄物の飛散、流出 法面小崩落箇所の崩落 地震時の長大法面崩落 染み出し水の地表流出 埋立エリアからの浸出水流	覆土工 押え盛土工 厚層基材吹付工 管理用道路 染み出し抑止工 雨水排水工 調整池	地下水水質	環境基準	-	-	覆土工 押え盛土工 厚層基材吹付工 管理用道路 染み出し抑止工 雨水排水工 調整池(3)	目視点検による 補修必要性の 有無
			表流水水質	環境基準 (沈砂池流入口 は排水基準)				
3. 南エリア	浸出水の拡散 (帯水層潜込み) 露出廃棄物の飛散、流出	覆土工 厚層基材吹付工	地下水水質	環境基準	-	-	覆土工 厚層基材吹付工	目視点検による 補修必要性の 有無
			表流水水質	環境基準				
4. 北エリア	浸出水の拡散 露出廃棄物の飛散、流出 法面小崩落箇所の崩落 埋立エリアからの表流水流出	覆土工 厚層基材吹付工 連続繊維補強土工 雨水排水工 調整池	地下水水質	環境基準	-	-	覆土工 厚層基材吹付工 連続繊維補強土工 雨水排水工 調整池(1)	目視点検による 補修必要性の 有無
			表流水水質	環境基準 (沈砂池流入口 は排水基準)				
5. 埋立エリア	浸出水の拡散 露出廃棄物の飛散、流出 埋立エリアからの表流水流出 悪臭発生、火災	覆土工 雨水排水工 天端部集水機能の設置	浸透水水質	処分場廃止基準 発生ガス、温度	処分場廃止基準	発生ガス、温度	覆土工 雨水排水工 天端部集水工	目視点検による 補修必要性の 有無



(2) モニタリング項目

① 対策前、対策中

対策前、対策中: 県実施のモニタリング内容				地点(箇所) →現在実施している箇所	評価内容	測定頻度	考えられるモニタリング項目と根拠(参考)		
調査目的	内容	名称	現在実施している測定項目				モニタリング項目	適用基準	根拠基準・資料
浸出水拡散のおそれの把握	周縁地下水	水質(地下水)調査	カドミウム、鉛、砒素、水銀 VOC、ベンゼン ふつ素、ほう素 1,4-ジオキサン、塩ビモノマー PCB pH、電気伝導率	①東エリア(中溜池側) H16-8 ②西エリア(西水路側) H16-10,H16-5,H23-1 ③南エリア H17-29,H16-9,H17-30,H21-2 ④北エリア H21-1,H16-6,H16-7	濃度の継続的な上昇の兆候 と地下水環境基準等との比較・検討	年4回	地下水等検査項目23項目 ※2 BOD ふつ素、ほう素 1,4-ジオキサン、塩ビモノマー ダイオキシン類 水温、pH、電気伝導率、塩化物イオン	地下水等検査項目基準 20mg/L以下 地下水環境基準	基準省令(安定型処分場) 基準省令(安定型処分場) 環境基本法 環境基本法 ダイオキシン類特別措置法 既往調査
			カドミウム、鉛、砒素、水銀 VOC、ベンゼン ふつ素、ほう素 1,4-ジオキサン、塩ビモノマー PCB pH、電気伝導率				地下水等検査項目23項目 ※2 BOD ふつ素、ほう素 1,4-ジオキサン、塩ビモノマー ダイオキシン類 水温、pH、電気伝導率、塩化物イオン	地下水等検査項目基準 20mg/L 地下水環境基準	基準省令(安定型処分場) 基準省令(安定型処分場) 環境基本法 環境基本法 ダイオキシン類特別措置法 既往調査
			カドミウム、鉛、砒素、水銀 VOC、ベンゼン ふつ素、ほう素 1,4-ジオキサン、塩ビモノマー PCB pH、電気伝導率				地下水等検査項目23項目 ※2 BOD ふつ素、ほう素 1,4-ジオキサン、塩ビモノマー ダイオキシン類 水温、pH、電気伝導率、塩化物イオン	地下水等検査項目基準 20mg/L 地下水環境基準	基準省令(安定型処分場) 基準省令(安定型処分場) 環境基本法 環境基本法 ダイオキシン類特別措置法 既往調査
			カドミウム、鉛、砒素、水銀 VOC、ベンゼン ふつ素、ほう素 1,4-ジオキサン、塩ビモノマー PCB pH、電気伝導率				地下水等検査項目23項目 ※2 BOD ふつ素、ほう素 1,4-ジオキサン、塩ビモノマー ダイオキシン類 水温、pH、電気伝導率、塩化物イオン	地下水等検査項目基準 20mg/L 地下水環境基準	基準省令(安定型処分場) 基準省令(安定型処分場) 環境基本法 環境基本法 ダイオキシン類特別措置法 既往調査
			カドミウム、鉛、砒素、水銀 VOC、ベンゼン ふつ素、ほう素 1,4-ジオキサン、塩ビモノマー PCB pH、電気伝導率				地下水等検査項目23項目 ※2 BOD ふつ素、ほう素 1,4-ジオキサン、塩ビモノマー ダイオキシン類 水温、pH、電気伝導率、塩化物イオン	地下水等検査項目基準 20mg/L 地下水環境基準	基準省令(安定型処分場) 基準省令(安定型処分場) 環境基本法 環境基本法 ダイオキシン類特別措置法 既往調査
	中溜池、西水路の河川水等	中溜池、西水路等河川水質調査	カドミウム、鉛、砒素、水銀、VOC、ベンゼン、PCB ふつ素、ほう素 1,4-ジオキサン、塩ビモノマー pH、電気伝導率	中溜池、中溜池余水吐 西水路、西水路最下流部(県道部) 西水路西側水路 トラックターミナル、 平津団地	環境基準値以下	年4回	環境基準健康27項目 ※3 環境基準生活環境5項目 ※4 ダイオキシン類 電気伝導度、塩化物イオン、水温	環境基準	環境基本法 環境基本法 ダイオキシン類特別措置法 既往調査
			孔内温度、流量 硫化水素、メタン、アンモニア、酸素、窒素 一酸化炭素、二酸化炭素				孔内温度、流量 硫化水素、メタン、アンモニア、酸 窒素、一酸化炭素、二酸化炭素		最終処分場の廃止基準 基準省令(廃止基準)
			対策前:既存計測地点(56地点) 対策中:観測地点については、地 元協議により決定				対策前:既存計測地点(56地点) 対策中:観測地点については、地 元協議により決定		既往調査
			粉じん量(SPM)				SPM、粉じん中の砒素、鉛、カドミ ウム		環境基準等 大気汚染防止法等
			粉じん中の砒素、鉛、カドミウム				粉じん中の砒素、鉛、カドミウム		既往調査
支障除去対策工の性能確認	地下水位表流水量	地下水位・表流水量連続測定	雨量計、表流水量	雨量計(処分場)、各沈砂池の流入 口(三角堰等)、 水位計 処分場内:H19-1,H19- 3,H16-25,H16-15,H22-7(隣接区 域)、 中溜池側:H16-8,H17-30-2、西水路 側:H16-10,H23-1,H16-5、トラックターミ ナル:H17-29-2,H16-9-2	補完的調査結果と比較し、降 雨後の水位上昇量を評価す る	1h間隔 0.5h間隔	—	—	既往調査
			地下水位				—		
	地下水位	染み出し抑止工背面水調査	地下水位	中溜池側、西水路側 各1点(新 設)	染み出し抑止工より地下水 位が上昇しないことを確認す る	0.5h間隔	—	—	既往調査

対策中: 工事施工業者における施工管理※1									
調査目的	内容	名称	項目	地点(箇所)	評価内容	測定頻度	—	適用基準	チェック資料
工事における発生水	工事エリアから放流水の濁度	濁度、pH調査	濁度、pH	中溜池流入口、西水路流入口 工事用沈砂池や濁水処理設備放流水	河川水放流水として SS:200mg/L以下(濁度管理 値はSSとの相関より設定) pH:5.8~8.6	作業日毎	—	SS:排水基準200、農業 用水100、 pH:排水基準5.8~8.6、 農業用水6.0~7.5	施工管理記録
工事における粉じん発生	工事エリアから粉じん発生量	粉じん調査	粉じん量(例:浮遊粒子状物質(SPM))	中溜池、西水路、トラックターミナル、県道の敷地境界	デジタル粉じん計による測定 にて、対策前の数値と相対的に比較して評価	作業前 作業時	—	大気汚染防止法	施工管理記録
覆土及び廃棄物掘削等による発生ガスの拡散の有無の把握	発生ガス、悪臭	作業環境調査	硫化水素、酸素、一酸化炭素、可燃性ガス(メタン)	掘削を伴う作業箇所	作業環境管理基準(第1管理 レベルと第2管理レベル)以下	作業前常時	—	労働安全衛生法 酸素欠乏症等防止規則	施工管理記録
工事車両及び重機稼動による騒音・振動状況の把握	騒音、振動	騒音、振動調査	騒音、振動	処分場入口、中溜池市道部、西水路県道部	特定建設作業時の規制値以 下(騒音85dB、振動75dB)	作業前 作業時	—	騒音・振動規制法	施工管理記録
対策工の施工品質確認	品質管理	品質管理、日常点検	覆土工、雨水排水工、調整池、押え盛土工、染 み出し抑止工等	処分場全般	品質確認、施工後の異常がないことを確認する	都度	—	—	施工管理記録

※1 支障除去対策工事における施工管理で、主に施工業者が測定・管理する(工事発注仕様書に記述)

※2 地下水等検査項目23項目:アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、全シアン、PCB、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオヘンカルブ、ベンゼン、セレン

※3 環境基準項目(健康項目)26項目:カドミウム、全ジアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオヘンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン

※4 環境基準項目(生活環境項目)5項目:pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数

※5 排水基準項目40項目:アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、ヒ素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオヘンカルブ、ベンゼン、セレン、カドミウム、フッ素、アンモニア、pH、BOD、SS、ノルマルヘキサン(鉱油)、ノルマルヘキサン(動植物油)、フェノール含有量、銅含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、大腸菌群数、リソバコ含有量

②対策後

対策実施後				地点(箇所) →現在実施している箇所	評価内容	測定頻度	考えられるモニタリング項目と根拠(参考)		
調査目的	内容	名称	現在実施している測定項目				モニタリング項目	適用基準	根拠基準・資料
浸出水拡散のおそれの把握	周縁地下水	水質(地下水)調査	かドミウム、鉛、砒素、総水銀	①東エリア(中溜池側) H16-8 ②西エリア(西水路側) H16-10,H16-5,H23-1 ③南エリア(トラックターミナル側) H17-29,H16-9,H17-30,H21-2 ④北エリア H21-1,H16-6,H16-7	濃度の継続的な上昇の兆候と地下水環境基準等との比較・検討	年4回	地下水等検査項目23項目 ※2	地下水等検査項目基準	基準省令(安定型処分場)
			VOC、ベンゼン				BOD	20mg/L以下	基準省令(安定型処分場)
			ふつ素、ほう素				ふつ素、ほう素		環境基本法
			1,4-ジオキサン、塩ビモノマー				1,4-ジオキサン、塩ビモノマー	地下水環境基準	環境基本法
			PCB				ダイオキシン類		ダイオキシン類特別措置法
			pH、電気伝導率				水温、pH、電気伝導率、塩化物イオン	—	既往調査
	浸透水(浸出水)	水質(浸透水)調査	かドミウム、鉛、砒素、総水銀	⑤埋立エリア H16-15,H16-17,H16-18,H16-20,H16-21,H16-25,H16-27 H19-1,H19-2,H19-3 ④北エリア H22-1,H22-2,H22-4,H22-5,H22-7	全般的に濃度の継続的な上昇の程度と地下水環境基準等との比較・検討	年4回	地下水等検査項目23項目 ※2	地下水等検査項目基準	基準省令(安定型処分場)
			VOC、ベンゼン				BOD	20mg/L	基準省令(安定型処分場)
			ふつ素、ほう素				ふつ素、ほう素		環境基本法
			1,4-ジオキサン、塩ビモノマー				1,4-ジオキサン、塩ビモノマー	地下水環境基準	環境基本法
			PCB				ダイオキシン類		ダイオキシン類特別措置法
			pH、電気伝導率				水温、pH、電気伝導率、塩化物イオン	—	既往調査
生活環境保全上の支障の有無の確認(廃棄物飛散流出、浸出水拡散のおそれ)	処分場からの表流水	電気伝導率連続測定	電気伝導度	調整池(沈砂池)①～③の流入口	管理地については今後の計測データより検討し、四者協議により決定	常時モニタリング	電気伝導度	—	既往調査
		表流水質調査	かドミウム、鉛、砒素、総水銀、VOC、ベンゼン、PCB				排水基準項目40項目 ※5	排水基準	基準省令(年1回以上)
			ふつ素、ほう素				1,4-ジオキサン、塩ビモノマー		
			1,4-ジオキサン、塩ビモノマー				ダイオキシン類		基準省令(年1回以上)
			pH、電気伝導率				塩化物イオン、水温		既往調査
	調整池からの放流水	放流水質調査	かドミウム、鉛、砒素、総水銀、VOC、ベンゼン、PCB	調整池(沈砂池)①～③の流出口	環境基準値以下	年4回	環境基準健康27項目 ※3	環境基準	基準省令(年1回以上)
			ふつ素、ほう素				環境基準生活環境5項目 ※4		
			1,4-ジオキサン、塩ビモノマー				ダイオキシン類		基準省令(年1回以上)
			pH、電気伝導率				電気伝導度、塩化物イオン、水温		既往調査
	中溜池、西水路河川水等	中溜池、西水路等河川水質調査	かドミウム、鉛、砒素、総水銀、VOC、ベンゼン、PCB	中溜池、中溜池余水吐 西水路、西水路最下流部(県道部) 西水路、西側水路 トラックターミナル、平津団地	環境基準値以下	年4回	環境基準健康27項目 ※3	環境基準	環境基本法
			ふつ素、ほう素				環境基準生活環境5項目 ※4		環境基本法
			1,4-ジオキサン、塩ビモノマー				ダイオキシン類		ダイオキシン類特別措置法
			pH、電気伝導率				電気伝導度、塩化物イオン、水温		既往調査
処分場からのガスの発生状況の把握(廃棄物安定化状況確認)	発生ガス、悪臭温度	発生ガス等定期状況調査	孔内温度、流量 硫化水素、メタン、アンモニア、酸素、窒素 一酸化炭素、二酸化炭素	処分場内 H16-18,H16-20,H19-1	ガス発生量が増加していない 周辺地中温度に比して異常に高温になっていない	年2回	孔内温度、流量 硫化水素、メタン、アンモニア、酸素 窒素、一酸化炭素、二酸化炭素	最終処分場の廃止基準	基準省令(廃止基準)
支障除去対策工の性能確認	地下水位表流水量	地下水位・表流水量連続測定	雨量計、表流水量	雨量計(処分場)、各沈砂池の流入口(三角堰等) 水位計 処分場内:H19-1,H19-3,H16-25,H16-15,H22-7(隣接区域) 中溜池側:H16-8,H17-30-2、西水路側:H16-10,H23-1,H16-5、トラックターミナル:H17-29-2,H16-9-2	補完的調査結果と比較し、降雨後の水位上昇量を評価する	1h間隔	—	—	既往調査
			地下水位			0.5h間隔	—		
	土木的リスク	維持管理点検	覆土工、雨水排水工、調整池、押え盛土工、染み出し抑止工等	処分場全般	目視により沈下や湧水等がないことを確認する	年1回 異常気象後※1	—	—	既往資料
	地下水位	染み出し抑止工背面水調査	地下水位	中溜池側、西水路側 各1点(新設)	染み出し抑止工より地下水位が上昇しないことを確認する	0.5h間隔	—	—	既往調査
	地下水位	地下水位調査	地下水位	既存計測地点(残存したボーリング孔)	水位変動状況や処分場内外の水位差より地下水水流動状況を評価	年12回	—	—	既往調査

※1 異常気象後 :大雨時、地震時はその都度点検する

※2 地下水等検査項目23項目 :アルキル水銀、総水銀、かドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、全シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チカラム、シマジン、チオヘンカルブ、ベンゼン、セレン

※3 環境基準項目(健康項目)26項目 :かドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロブロベン、チカラム、シマジン、チオヘンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン

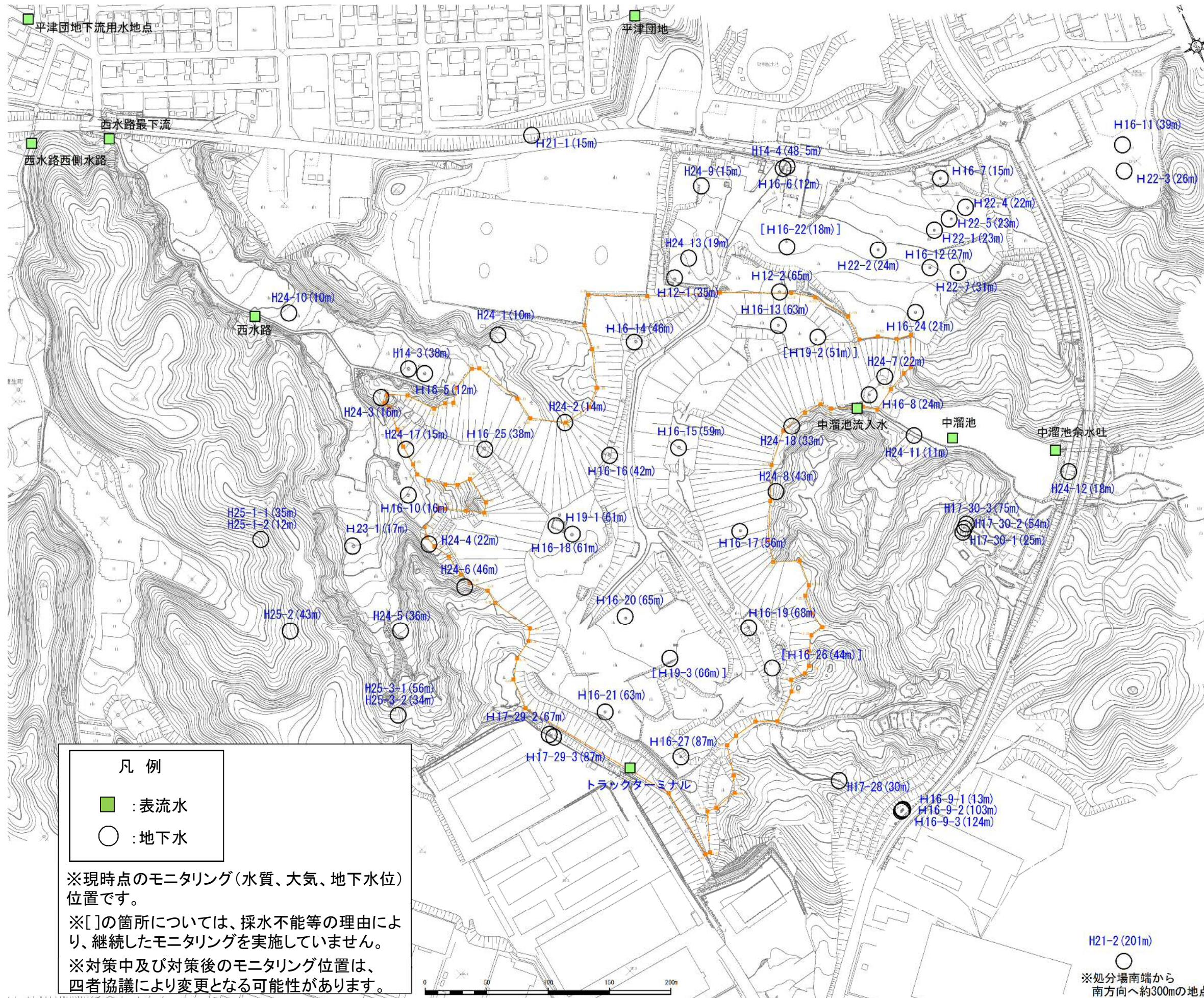
※4 環境基準項目(生活環境項目)5項目 :pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数

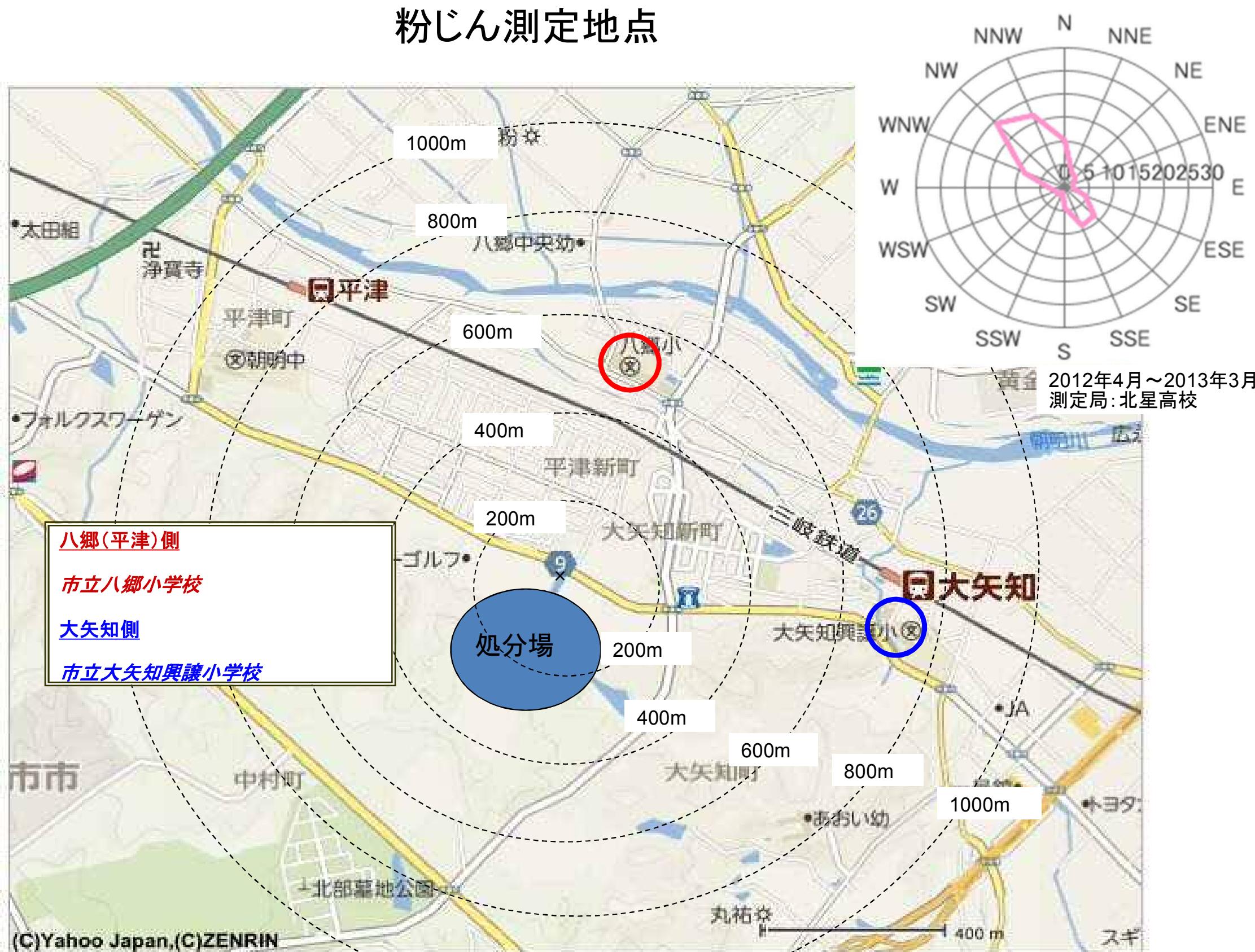
※5 排水基準項目40項目 :アルキル水銀、総水銀、かドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、ヒ素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チカラム、シマジン、チオヘンカルブ、ベンゼン、セレン、

ホウ素、フッ素、アンモニア、pH、BOD、SS、ノルマルヘキサン(鉱油)、ノルマルヘキサン(動植物油)、フェノール含有量、銅含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、大腸菌群数、リソバコニン含有量

モニタリング項目や測定頻度は、学識経験者間協議及び四者協議にて見直すこととする

(3) モニタリング位置①





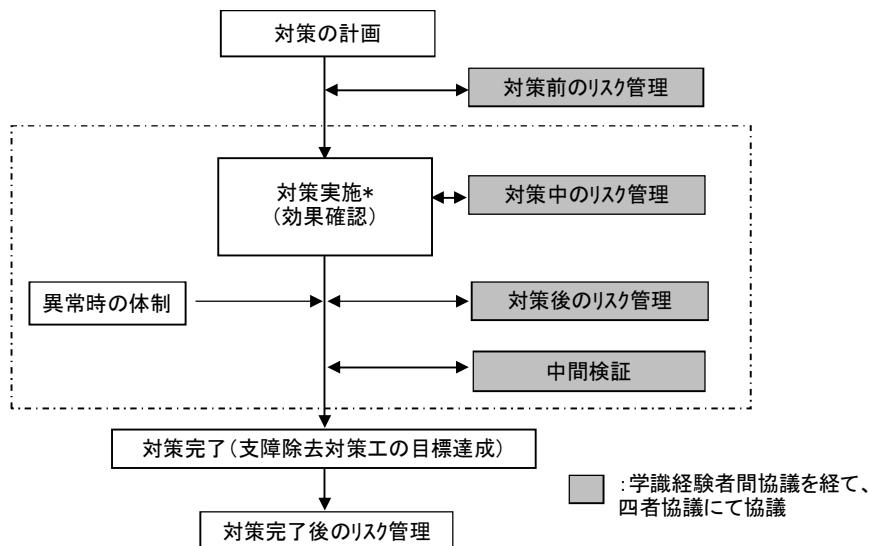
3.2 全体管理

リスク管理は、対策前・対策中・対策後に分けて、リスク管理エリア毎に設定した管理フローに従って行い、リスクの判定は、管理項目(モニタリング項目)における判定基準に基づいて行います。

また、対策工の有効性を評価することを目的に、中間検証を行うこととします。

全体管理では、四半期毎に管理項目のモニタリング結果を整理し、基準値を超過した場合には学識経験者間協議を経て四者協議において対策等の要否を協議します。

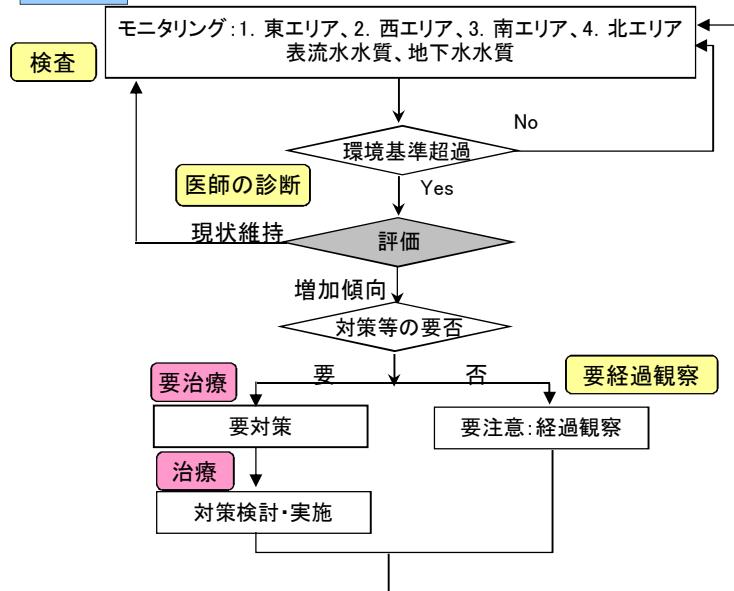
日常管理は、全体管理を補完する位置付けで、電気伝導率により日常的に表流水を管理します。測定結果に異常値が確認された場合には、原因の究明、追加対策工の検討を行います。



(1) 対策前・対策中

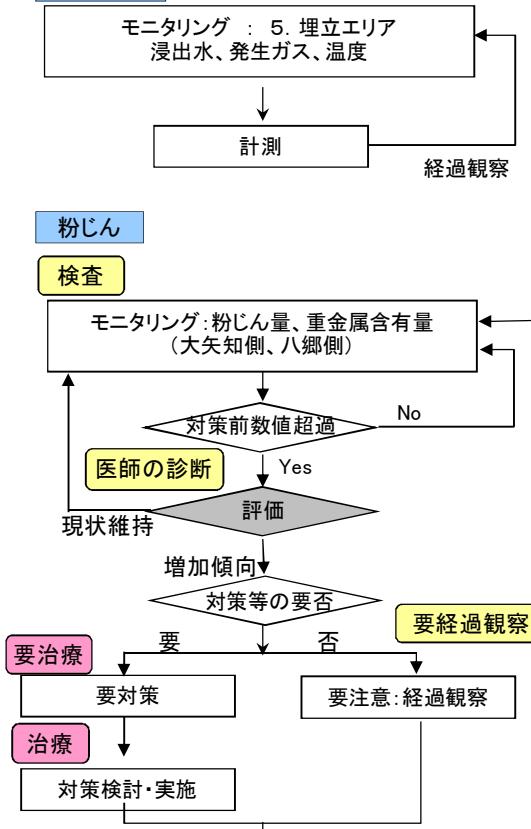
① 全体管理フロー

水質



対策検討: 利水ポイントでの調査後利水制限、監視強化、工事中止など

水質・ガス



: 学識経験者間協議を経て、四者協議にて協議

モニタリング結果はカルテに記載

対策前、対策中における全体管理フロー

モニタリング箇所

エリア	管理項目	測定場所
1. 東エリア	地下水水質	H16-8
	表流水水質	流入水路 中溜池 中溜池余水吐
2. 西エリア	地下水水質	H16-5, H16-10, H23-1
	表流水水質	西水路 西水路最下流部 西水路西側水路
3. 南エリア(帯水層潜込み)	地下水水質	H17-29, H16-9, H17-30, H21-2
	表流水水質	トラックターミナル
4. 北エリア	地下水水質	H16-6, H16-7, H21-1
	表流水水質	平津団地 中溜池
5. 埋立エリア	浸透水水質	H16-15, H16-17, H16-18, H16-20, H16-21, H16-25, H16-27, H19-1, H19-2, H19-3
	発生ガス、温度	H16-18, H16-20, H19-1
6. 全域 (対策中の影響評価)	粉じん量	大矢知側
	粉じん中の重金属含有量	八郷側

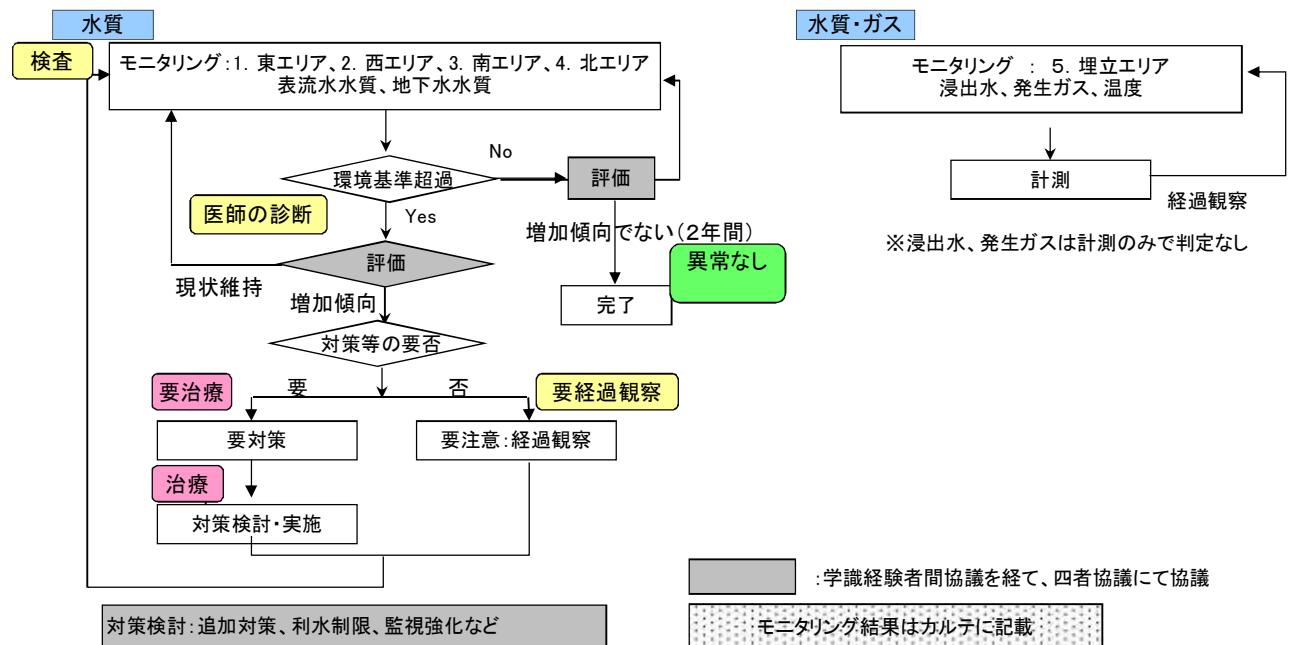
② 判定基準

モニタリング項目	判定基準	適合	状況	期間	利水	判定
周縁地下水	環境基準	×	増加傾向	—	○	A(要対策)
		×	増加傾向	—	×	B(モニタリング継続)
		○	増加傾向でない	—	—	B(モニタリング継続)
表流水	環境基準	×	—	—	○	A(要対策)
		×	—	—	×	B(モニタリング継続)
		○	—	—	—	B(モニタリング継続)
浸出水*	処分場廃止基準	—	—	—	—	B(モニタリング継続)
発生ガス*	処分場廃止基準	—	—	—	—	B(モニタリング継続)
粉じん	—	—	対策前より高い	—	—	A(要対策)
			対策前より低い	—	—	B(モニタリング継続)

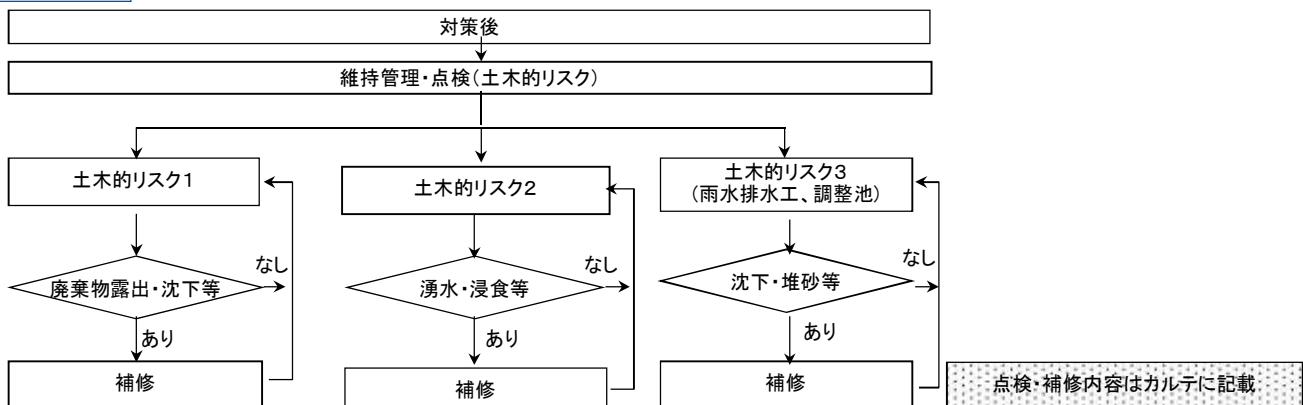
* 浸出水、発生ガスは計測のみで判定なし

(2) 対策後

① 全体管理フロー



土木的リスク



対策実施後における全体管理フロー

モニタリング箇所

エリア	有害物質		土木的リスク	
	管理項目	測定場所	管理項目	点検内容
1. 東エリア	地下水水質	H16-8	覆土工 押え盛土工 厚層基材吹付工 管理用道路 染み出し抑止工 雨水排水工、調整池②	目視点検 (覆土、押え盛土や厚層基材の表層浸食、調整池の沈下、雨水排水工の閉塞、管理用道路の劣化や損傷)
	表流水水質	調整池②流出口 中溜池 中溜池余水吐		
2. 西エリア	地下水水質	H16-10, H23-1, H16-5	覆土工 押え盛土工 厚層基材吹付工 管理用道路 染み出し抑止工 雨水排水工、調整池③	目視点検 (覆土、押え盛土や厚層基材の表層浸食、調整池の沈下、雨水排水工の閉塞、管理用道路の劣化や損傷)
	表流水水質	調整池③流出口 西水路 西水路最下流部 西水路_西水路		
3. 南エリア(帯水層潜込み)	地下水水質	H17-29, H16-9, H17-30, H21-2	覆土工 厚層基材吹付工	目視点検 (覆土や厚層基材の表層浸食)
	表流水水質	トラックターミナル		
4. 北エリア	地下水水質	H16-6, H16-7, H21-1	覆土工 厚層基材吹付工 連続繊維補強土工 雨水排水工 調整池①	目視点検 (覆土、厚層基材や連続繊維補強土の表層浸食、調整池の沈下、雨水排水工の閉塞)
	表流水水質	調整池①流出口 平津団地 中溜池		
5. 埋立エリア	浸透水水質	H16-15, H16-17, H16-18, H16-20, H16-21, H16-25, H16-27, H19-1, H19-2, H19-3	覆土工 雨水排水工 天端部集水エリア	目視点検 (覆土の表層浸食、調整池の沈下、雨水排水工や天端部集水エリアの閉塞)
	発生ガス、温度	H16-18, H16-20, H19-1		

② 判定基準

モニタリング項目	判定基準	適合	状況	期間	利水	判定
周縁地下水	環境基準	×	増加傾向	—	○	A(要対策)
		×	増加傾向	—	×	B(モニタリング継続)
		○	増加傾向でない	2年	—	四者協議*
表流水	環境基準	×	—	—	○	A(要対策)
		×	—	—	×	B(モニタリング継続)
		○	—	2年	—	四者協議*
浸出水	処分場廃止基準	×	増加傾向	—	—	B(モニタリング継続)
		○	増加傾向でない	2年	—	四者協議*
発生ガス	処分場廃止基準	×	増加傾向	—	—	B(モニタリング継続)
		○	増加傾向でない	2年	—	四者協議*
土木的リスク	—	×	不具合あり	—	—	A(補修)
		○	不具合無し	—	—	B(点検継続)

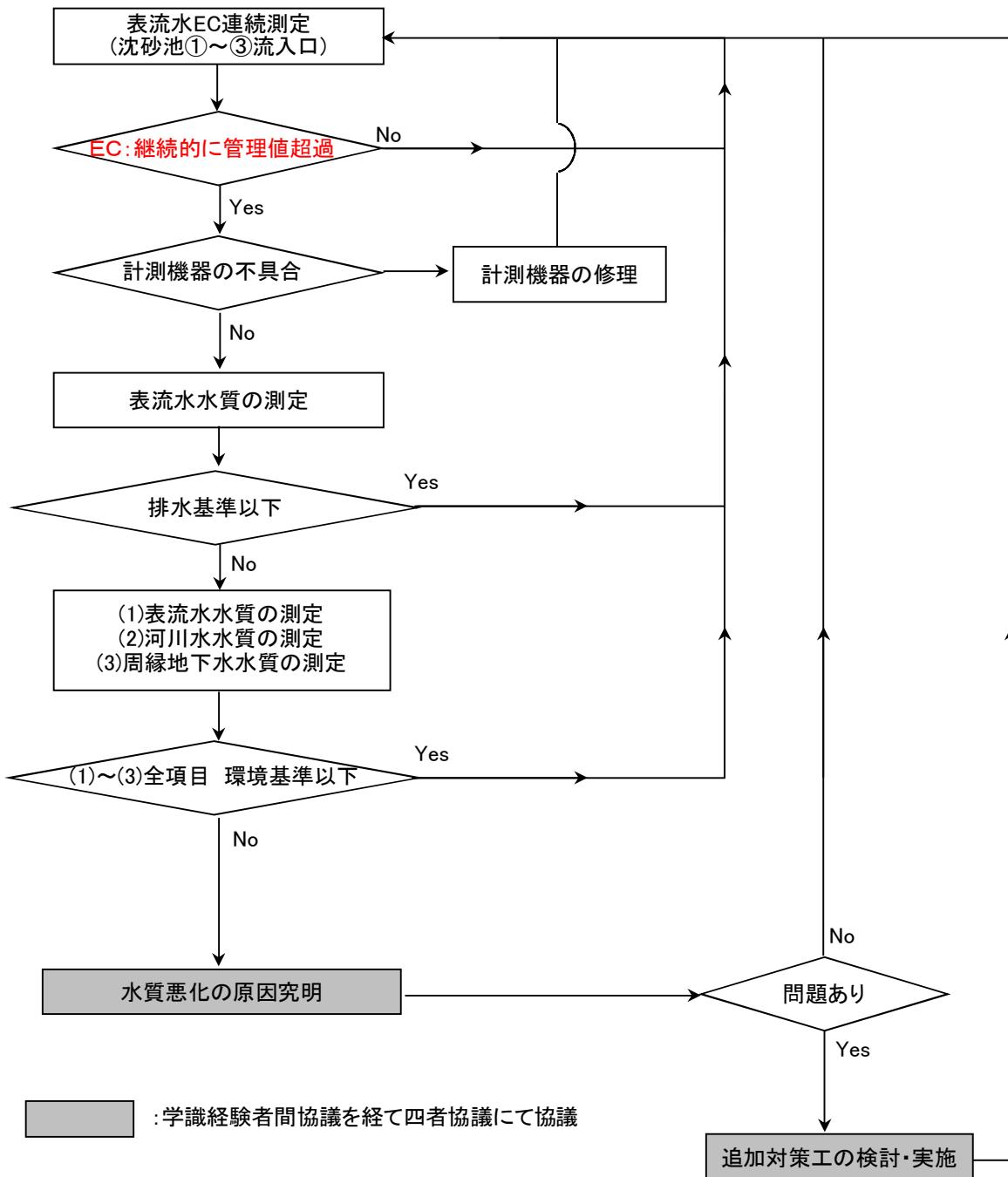
*四者協議:モニタリング地点での対策が完了したことを表しているが、今後のモニタリング頻度の変更等を四者協議にて協議する。

モニタリング完了はモニタリング値が処分場廃止基準を満足したときとなる。このとき、判定がC(完了)となる。

3.3 日常管理（電気伝導率（EC）による管理）

対策後の日常管理については、モニタリング結果等を踏まえて、今後、四者協議等により検討を行います。

(1) 日常管理フロー



モニタリング箇所

エリア	管理項目				
	表流水EC	表流水	表流水	河川水	周縁地下水
東エリア	調整池②流入口	調整池②流出口		中溜池	H16-8
西エリア	調整池③流入口	調整池③流出口		西水路	H16-5、H16-10、H23-1
北エリア	調整池①流入口	調整池①流出口		平津団地、中溜池	H16-6、H21-1

3.4 リスク管理総括表

評価年月日:平成27年3月11日

評価エリア	リスク評価の概要	対策工事状況	管理項目	管理地点	主な管理物質または点検項目	評価結果	項目別判定*1	リスク別判定*2	総合判定*3
東エリア (中溜池)	有害物質によるリスク 浸出水の拡散 露出廃棄物の飛散・流出 染み出し水の地表流出	対策前	表流水	流入水路 (対策後:調整池②流出口)	ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン	ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサンが環境基準を超過している。	×	B	×
			河川水	中溜池、中溜池余水吐	ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン	ほう素は環境基準値付近で横ばい状態である。	×		
			地下水	H16-8	砒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン	ほう素と1,4-ジオキサンが環境基準を超過している。砒素が環境基準付近で横ばい状態である。	×		
	土木的リスク 中溜池長大法面の崩落・浸食 法面小崩落箇所の崩落 埋立地からの表流水流出	対策前	押え盛土工、厚層基材吹付工 雨水排水工、調整池	目視点検による表層浸食の有無の確認 目視点検による調整池の沈下、雨水排水工の閉塞の有無の確認	対策前である。 対策前である。	対策前である。	×	A	
西エリア (西水路)	有害物質によるリスク 浸出水の拡散 露出廃棄物の飛散・流出 染み出し水の地表流出	対策前	表流水	西水路 (対策後:調整池③流出口)	ほう素、1,4-ジオキサン	ほう素、1,4-ジオキサンが環境基準を超過している。	×	B	×
			河川水	西水路最下流部、西水路西側水路	ほう素、1,4-ジオキサン	ほう素が環境基準を超過している。1,4-ジオキサンは西水路西側水路で環境基準を超過している。	×		
			地下水	H16-5、H16-10、H23-1	ほう素、1,4-ジオキサン	ほう素はH16-10、H23-1で環境基準を超過している。 1,4-ジオキサンはH16-5、H23-1で環境基準を超過している。	×		
	土木的リスク 中溜池長大法面の崩落・浸食 法面小崩落箇所の崩落 埋立地からの表流水流出	対策前	押え盛土工、厚層基材吹付工 雨水排水工、調整池	目視点検による表層浸食の有無の確認 目視点検による調整池の沈下、雨水排水工の閉塞の有無の確認	対策前である。 対策前である。	対策前である。	×	A	
南エリア (トラックターミナル)	有害物質によるリスク 浸出水の拡散 露出廃棄物の飛散・流出 染み出し水の地表流出	対策前	地下水	H17-29、H16-9、H17-30、H21-2	砒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン	砒素はH17-29-3、H17-30-2で環境基準を超過している。 ふつ素はH17-29-2、H17-29-3で環境基準を超過している。 ほう素はH17-29-2、H17-29-3、H16-9-2、H17-30-2で環境基準を超過している。1,4-ジオキサンはH17-29-2、H17-29-3、H16-9-2、H17-30-2で環境基準を超過している。	×	B	×
北エリア (県道側)	有害物質によるリスク 浸出水の拡散 露出廃棄物の飛散・流出	対策前	地下水	H16-6、H16-7、H21-1	ほう素、1,4-ジオキサン	ほう素はH22-2で環境基準付近で横ばい状態である。	×	B	×
	土木的リスク 法面小崩落箇所の崩落 埋立地からの表流水流出	対策中	雨水排水工、調整池	目視点検による調整池の沈下、雨水排水工の閉塞の有無の確認	H26.2 調整池設置工事に着手		×	A	
埋立エリア	有害物質によるリスク 浸出水の拡散 露出廃棄物の飛散・流出 悪臭発生	対策前	浸出水	H16-15、H16-17、H16-18、H16-20	砒素、ベンゼン、ふつ素、ほう素	ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサンが環境基準を超過している。	×	B	×
				H16-21、H16-25、H16-27	1,4-ジオキサン	1,4-ジオキサンはH16-21、H16-27で環境基準を超過している。	×		
				H19-1、H19-2、H19-3	ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン	ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサンが環境基準を超過している。	×		
	土木的リスク 埋立地からの表流水流出	対策前	覆土工、厚層基材吹付工 雨水排水工、天端集水エリア	目視点検による表層浸食の有無の確認 目視点検による雨水排水工の閉塞の有無の確認	対策前である。 対策前である。	対策前である。	×	A	

*1: 管理物質が基準値以下となった場合、点検項目に異常が確認されなかった場合を「○」とし、管理項目が基準値を超過した場合、点検項目に不具合が確認された場合を「×」とする。

*2: 有害物質によるリスク: 基準値を超過し、利水がある場合は「A(要対策)」とし、基準値を超過し、利水が無い場合は「B:モニタリング継続」とし、2年の間で基準値を下回り増加傾向が見られず、四者協議で認められた場合は「C:完了」となる。

土木的リスク : 対策工実施前は「A(要対策)」とし、対策工実施後「C(完了)」となる。

*3: 総合判定は、対象エリアの全項目がC(完了)となった場合を「○」とし、対象エリアの項目のうちA(要対策)もしくはB(モニタリング継続)となった場合を「×」とする。

3.5 エリア別リスク管理カルテ

【凡例】

評価結果を3段階に区分して示します。

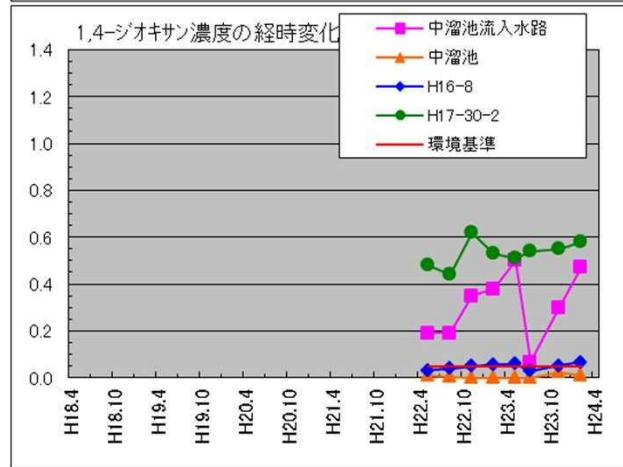
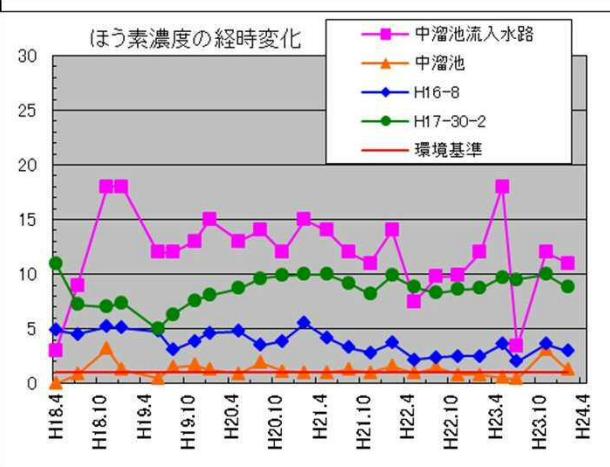
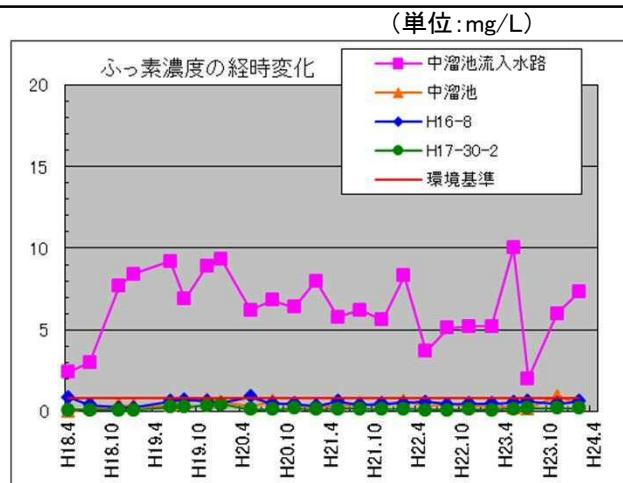
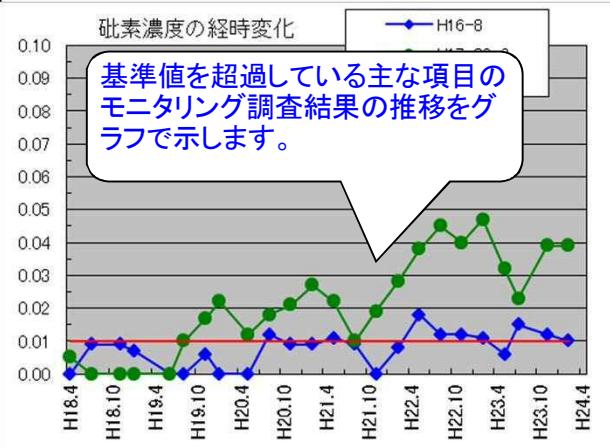
評価年月日:平成24年7月12日

エリア	1. 東エリア(中溜池)			判定	A:要追加対策 B:モニタリング継続 C:完了		
リスク評価時の状況 (対策前)	箇所	物質	最大濃度 (mg/L)	H23/11 (mg/L)	環境基準 (mg/L)		
	流入水路 (表流水)	ふつ素	10	6.0	0.8		
		ほう素	19	12	1		
		1,4-ジオキサン	0.50	0.30	0.05		
	中溜池	ふつ素	14	1	0.8		
		ほう素	1	2	1		
		1,4-ジオキサン	0.053	0.053	0.05		
リスク評価概要	リスク評価時の有害物質の測定値及び状況を示します。			止する。 廃棄物埋立区域への雨水浸透を抑制する。 いるため、染み出しを抑止する。			
	①廃棄物 ②廃棄物 ③ナメル化						
対策工とその機能	<p>雨水が表面排水によって地中へ浸透する。覆土工と雨水排水工により地表からの飛散を防ぐ。雨水浸透抑制工により浸透を低減させ、染み出しを抑止する。埋立地では厚層基材吹付工と押え盛土工が設置されている。</p>						
	実施する対策工とその機能を模式図を用いて説明します。						
対策工事状況	<p>第2帯水層: Tg-g シルト層 第3帯水層</p> <p>【染み出し抑止工】 【雨水浸透抑制】 【厚層基材吹付工】 【押え盛土工】</p>			実施される対策工の工事状況を示します。			
	(対策中は工事工程表より、どのような工種を行っているかを示す)						
管理地点と主な物質	項目	地点		主な管理物質			
	表流水	管理を行う項目と管理地点及び主な物質を示します。		ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン			
	河川水			ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン			
評価	項目	地点	物質	前回測定値 (H23/11)	今回測定値 (H24/2)	評価	環境基準 (単位:mg/L)
	表流水	流入水路 (調整池②) 流出口	ふつ素	6.0	7.3	×	0.8
			ほう素	12	11	×	1
			1,4-ジオキサン	0.30	0.47	×	0.05
	管理項目、地点、物質毎にモニタリング調査結果が基準値を超過しているか評価します。			○	○	○	0.8
	河川水	余水吐 (市測定)*	ふつ素	0.34	0.18	○	0.8
			ほう素	1.0	0.5	○	1
			1,4-ジオキサン	—	0.006	○	0.05
	地下水	H16-8	砒素	0.012	0.010	○	0.01
			ふつ素	0.48	0.61	○	0.8
			ほう素	3.6	3.0	×	1
			1,4-ジオキサン	0.053	0.067	×	0.05
評価結果	粉じん	大矢知町内	粉じん量	—	—	—	赤字: 環境基準超過 —: 未測定
	全般:ほとんど変化なし 流入水路の表流水: ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサンが環境基準を超過している。 中溜池: ほう素は環境基準値付近で横ばい状態であるが、ふつ素は環境基準以下。 地下水: ほう素と1,4-ジオキサンが環境基準を超過しているが、H16-8の砒素が環境基準値付近で横ばい状態である。 リスク管理の評価結果を示します。						

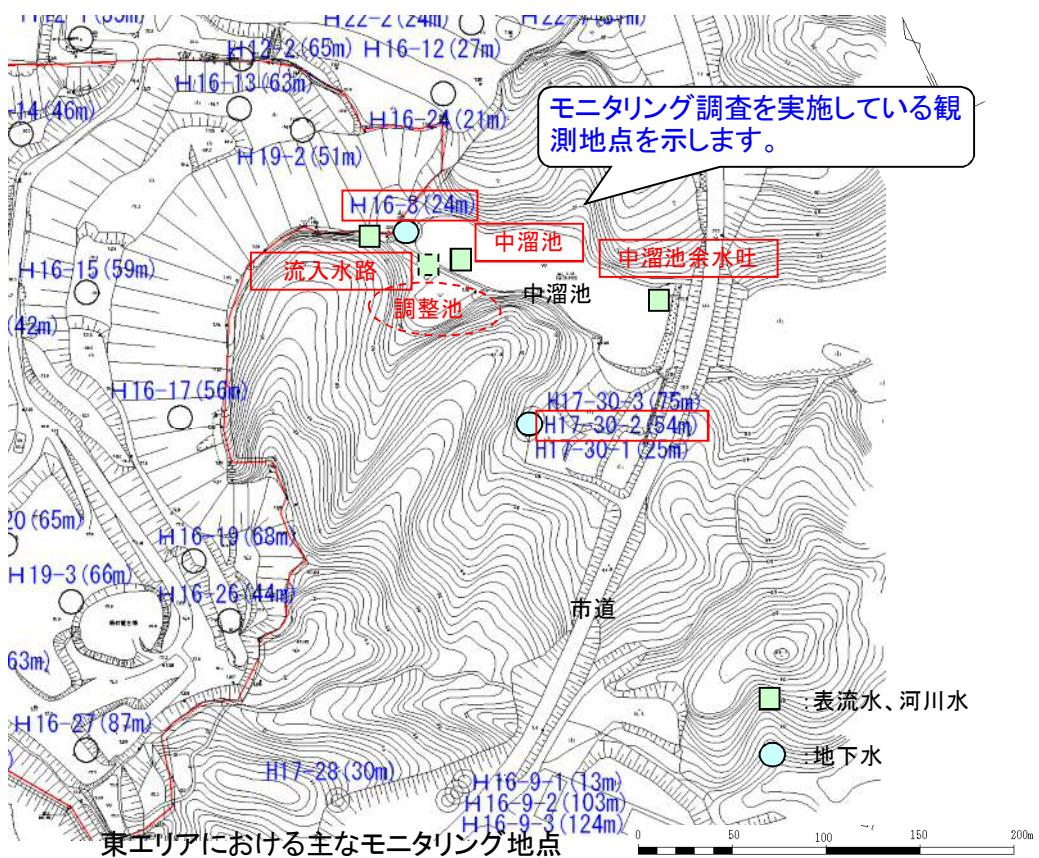
〔凡例〕

評価の根拠としたモニタリング調査結果

【濃度推移グラフ】



(位置図)



〔凡例〕

構造物の目視点検を行い、土木的
リスクの状況を管理します。

土木的リスク 目視点検管理状況			
日時	管理地点	目視点検結果	対応状況
平成〇年〇月	押え盛土工 厚層基材吹付工 雨水排水工 調整池② その他構造物	目視点検を行つた構造物を示します。	目視点検を行つた結果を示します。
平成〇年〇月	押え盛土工 厚層基材吹付工 雨水排水工 調整池② その他構造物		
平成〇年〇月	押え盛土工 厚層基材吹付工 雨水排水工 調整池② その他構造物		
(備 考)			

3.5 エリア別リスク管理カルテ

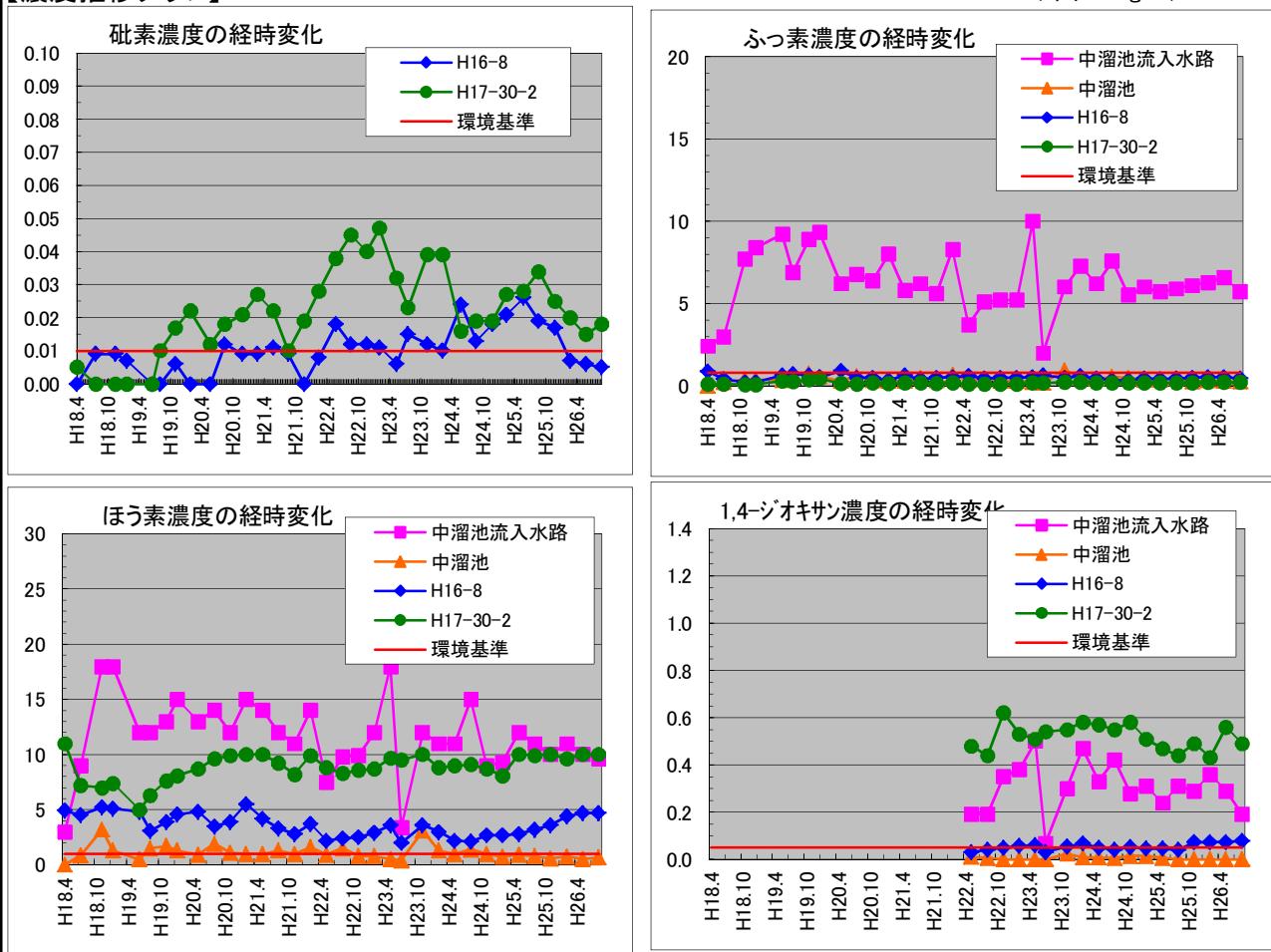
(1) 東エリア(中溜池)

評価年月日: 平成27年3月11日

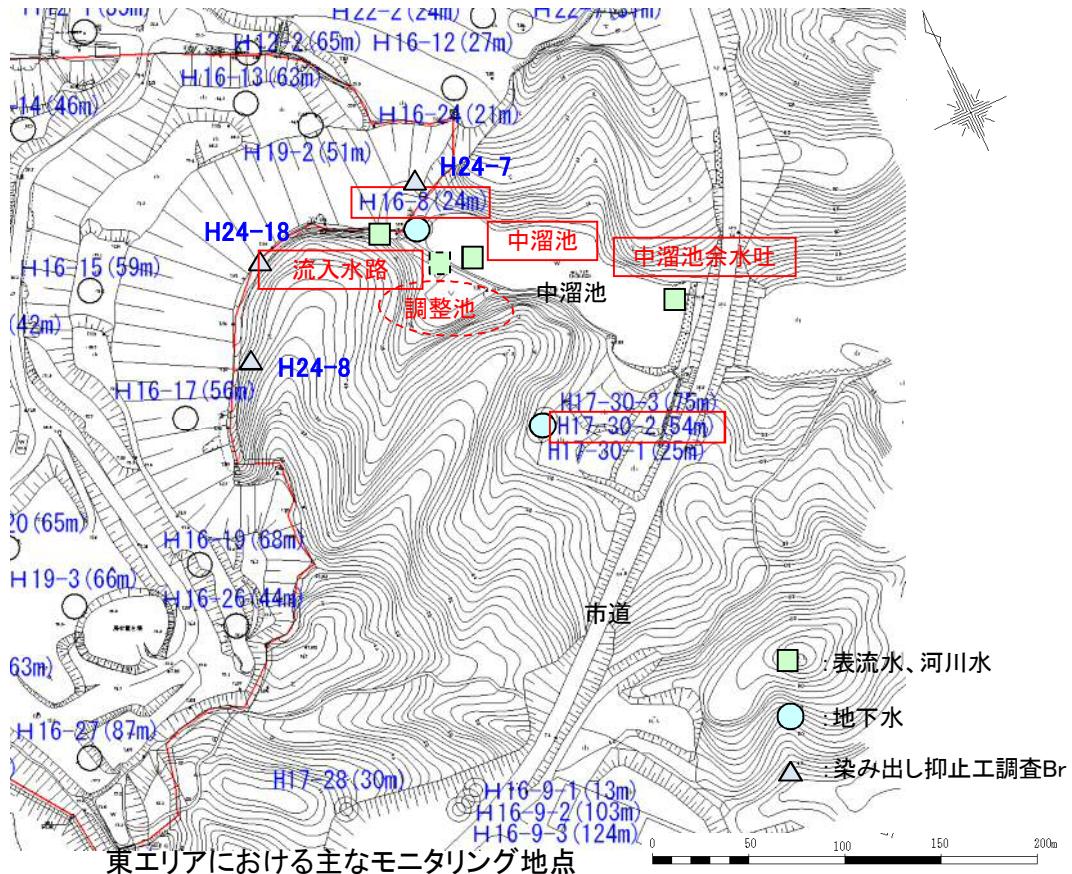
エリア	1. 東エリア(中溜池)			判定	A:要追加対策	B:モニタリング継続	C:完了					
リスク評価時の状況(対策前)	箇所	物質	最大濃度(mg/L)	H25/8 (mg/L)	環境基準(mg/L)	①砒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサンが環境基準を超過していた。 ②流入水路の表流水は廃棄物層のパターンに類似していた(ヘキサダイヤグラム)。 ③中溜池底質から鉛が検出されたが、水质や農作物には影響なし。						
	流入水路(表流水)	ふつ素	10	5.9	0.8							
		ほう素	19	11	1							
		1,4-ジオキサン	0.50	0.31	0.05							
	中溜池	ふつ素	0.94	0.43	0.8							
		ほう素	3.2	0.78	1							
	H16-8(地下水)	砒素	0.026	0.019	0.01							
		ふつ素	0.92	0.46	0.8							
		ほう素	5.5	3.2	1							
		1,4-ジオキサン	0.067	0.040	0.05							
リスク評価概要	①廃棄物が露出しているため、廃棄物の飛散流出を防止する。 ②廃棄物層からの有害物質の溶出を抑制するため、廃棄物埋立区域への雨水浸透を抑制する。 ③中溜池流入水路に廃棄物層からの浸出水が流出しているため、染み出しを抑止する。											
対策工とその機能												
対策工事状況	対策前 (対策中は工事工程表より、どのような工種を行っているかを示す)											
管理地点と主な物質	項目	地点			主な管理物質							
表流水	流入水路(対策後:調整池②流出口)			ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン								
河川水	中溜池、中溜池余水吐			ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン								
地下水	H16-8	H17-30-2		砒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン								
評価	項目	地点	物質	前回測定値(H26/5)	今回測定値(H26/8)	評価	環境基準	(単位:mg/L)				
	表流水	流入水路(調整池②流出口)	ふつ素	6.6	5.7	×	0.8					
			ほう素	10	9.6	×	1					
			1,4-ジオキサン	0.29	0.19	×	0.05					
	河川水	中溜池	ふつ素	0.28	0.27	○	0.8					
			ほう素	0.52	0.68	○	1					
			1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005	○	0.05					
	地下水	H16-8	ふつ素	0.19	0.28	○	0.8	*市測定				
			ほう素	0.39	0.62	○	1	前回測定H25/9 今回測定H26/4				
			1,4-ジオキサン	—	< 0.005	○	0.05					
	粉じん	大矢知興譲小	粉じん量	0.039	0.014	○	0.1	今回測定H26/8				
評価結果	全般: ほとんど変化なし 中溜池流入水路: ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサンが環境基準を超過している。 中溜池: ほう素は環境基準付近で横ばい状態である。 地下水: ほう素は、H16-8、H24-7、H24-8、H24-17で環境基準を超過している。1,4-ジオキサンはH16-8、H24-8で環境基準を超過している。ふつ素は、環境基準以下。砒素は、H16-8で環境基準付近で横ばい状態である。							(単位:mg/m³)				

評価の根拠としたモニタリング調査結果

【濃度推移グラフ】



(位置図)



【モニタリング結果表1】

(単位:mg/L)

箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
中溜池流入水路	pH	6.5–8.5*	7.9	○	8.1	○	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	0.001	○	< 0.001	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	6.6	×	5.7	×	
	ほう素及びその化合物	1	10	×	9.6	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.29	×	0.19	×	
	電気伝導度 (mS/m)	—	337	—	286	—	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
中溜池	pH	6.5–8.5*	7.7	○	9.1	×	
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	< 0.001	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.28	○	0.27	○	
	ほう素及びその化合物	1	0.52	○	0.68	○	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	< 0.005	○	< 0.005	○	
	電気伝導度 (mS/m)	—	20.5	—	20.6	—	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

【モニタリング結果表2】

(単位:mg/L)

箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H25/9)	評価	今回測定値 (H26/4)	評価	備考
中溜池 余水吐 (市測定)	pH	6.5–8.5*	9.0	×	8.0	○	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	—	—	<0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	0.001	○	0.001	○	
	砒素及びその化合物	0.01	<0.001	○	<0.001	○	
	水銀及びその化合物	0.005	—	—	<0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	<0.002	○	<0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	—	—	<0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	—	—	<0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	—	—	<0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	—	—	<0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	○	<0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	—	—	<0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	—	—	<0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	—	—	<0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	—	—	<0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	—	—	<0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	<0.001	○	<0.001	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.19	○	0.28	○	
	ほう素及びその化合物	1	0.39	○	0.62	○	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	—	<0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	—	—	<0.005	○	
	電気伝導度 (mS/m)	—	—	—	—	—	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H16-8	pH	6.5–8.5*	7.1	○	7.2	○	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	○	<0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	<0.005	○	<0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	0.006	○	0.005	○	
	水銀及びその化合物	0.005	<0.0005	○	<0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	<0.002	○	<0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	○	<0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	○	<0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	○	<0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	○	<0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	○	<0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	○	<0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	○	<0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	<0.002	○	<0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	○	<0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	<0.0002	○	<0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	<0.001	○	<0.001	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.51	○	0.45	○	
	ほう素及びその化合物	1	4.7	×	4.7	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.074	×	0.078	×	
	電気伝導度 (mS/m)	—	177	—	206	—	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

【モニタリング結果表3】

(単位:mg/L)

箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H24-7	pH	6.5-8.5*	6.6	○	-	-	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	-	-	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	-	-	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	-	-	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	塩化ビニルモノマー	0.002	0.0002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	-	-	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	-	-	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	-	-	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	-	-	
	ふつ素及びその化合物	0.8	< 0.08	○	0.08	○	
	ほう素及びその化合物	1	1.8	×	1.8	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	-	-	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.041	○	0.033	○	
	電気伝導度 (mS/m)	-	130	-	137	-	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H24-8	pH	6.5-8.5*	7.1	○	-	-	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	-	-	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	-	-	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	-	-	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	-	-	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	-	-	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	-	-	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	-	-	
	ふつ素及びその化合物	0.8	< 0.08	○	0.14	○	
	ほう素及びその化合物	1	0.36	○	1.4	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	-	-	-	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.007	○	0.068	×	
	電気伝導度 (mS/m)	-	43.3	-	93.4	-	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

【モニタリング結果表4】

(単位:mg/L)

箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H24-18	pH	6.5-8.5*	7.0	○	-	-	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	-	-	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	-	-	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	-	-	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	-	-	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	-	-	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	-	-	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	ペンゼン	0.01	< 0.001	○	-	-	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.59	○	0.63	○	
	ほう素及びその化合物	1	2.6	×	3.1	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	-	-	-	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.035	○	0.044	○	
	電気伝導度 (mS/m)	-	88.8	-	92.2	-	

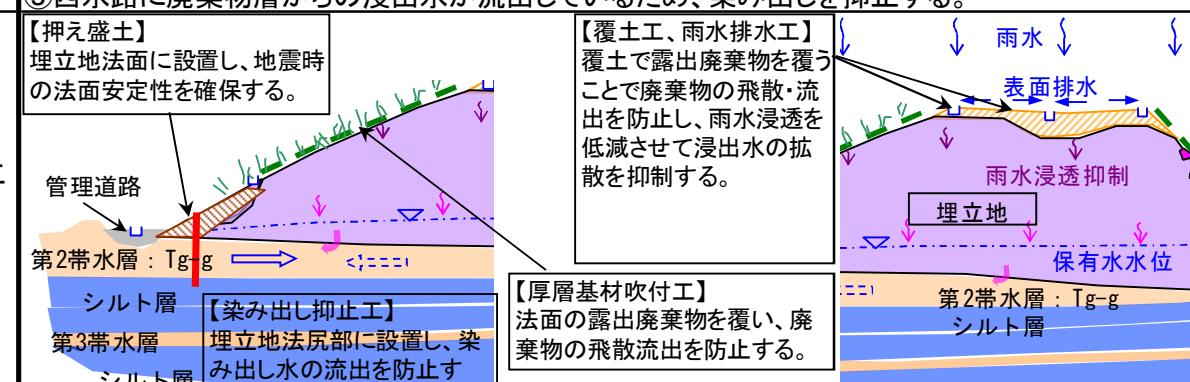
* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

土木的リスク 目視点検管理状況

日時	管理地点	目視点検結果	対応状況
平成〇年〇月	押え盛土工		
	厚層基材吹付工		
	雨水排水工		
	調整池②		
	その他構造物		
平成〇年〇月	押え盛土工		
	厚層基材吹付工		
	雨水排水工		
	調整池②		
	その他構造物		
平成〇年〇月	押え盛土工		
	厚層基材吹付工		
	雨水排水工		
	調整池②		
	その他構造物		
(備 考)			

2. 西エリア(西水路)

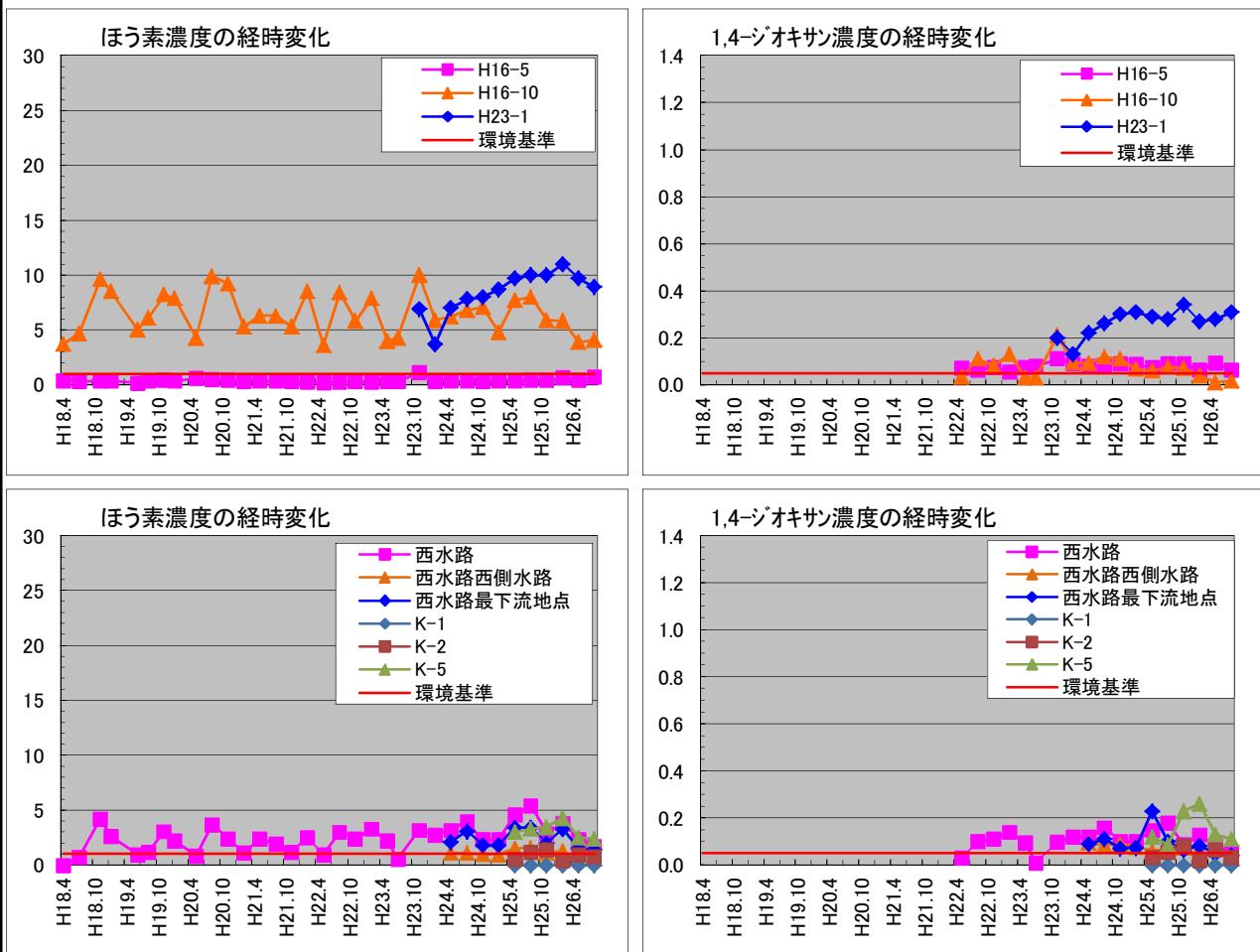
評価年月日: 平成27年3月11日

エリア	2. 西エリア(西水路)			判定	A:要追加対策	B:モニタリング継続	C:完了	
リスク評価時の状況 (対策前)	箇所	物質	最大濃度 (mg/L)	H25/8 (mg/L)	環境基準 (mg/L)	①ほう素、1,4-ジオキサンが環境基準を超えていた。 ②H16-10の地下水のイオンパターンは廃棄物層と類似していた(ヘキサダイヤグラム)。 ③H16-5の地下水のダイオキシン類は廃棄物層のものとは構成パターンが異なっていた。		
	西水路 (表流水)	ほう素	5.4	5.4	1			
		1,4-ジオキサン	0.18	0.18	0.05			
	H16-5 (地下水)	ほう素	1.1	0.46	1			
		1,4-ジオキサン	0.11	0.091	0.05			
		ダイオキシン類	3.1	—	1			
	H16-10 (地下水)	ほう素	10	8.0	1			
リスク評価概要		1,4-ジオキサン	0.21	0.077	0.05			
	H23-1 (地下水)	ほう素	10	10	1			
		1,4-ジオキサン	0.31	0.28	0.05			
リスク評価概要	①廃棄物層からの有害物質の溶出を抑制するため、廃棄物埋立区域への雨水浸透を抑制する。 ②水質モニタリングを継続する。 ③西水路に廃棄物層からの浸出水が流出しているため、染み出しを抑止する。							
								
対策工事状況	対策前 (対策中は工事工程表より、どのような工種を行っているかを示す)							
管理地点と主な物質	項目	地点			主な管理物質			
	表流水	西水路(対策後:調整池③流出口)			ほう素、1,4-ジオキサン			
	河川水	西水路最下流部、西水路西側水路			ほう素、1,4-ジオキサン			
	地下水	H16-5	H16-10	H23-1	ほう素、1,4-ジオキサン			
評価	項目	地点	物質	前回測定値 (H26/5)	今回測定値 (H26/8)	評価	環境基準	(単位:mg/L)
	表流水	西水路(調整池③流出口)	ほう素	2.3	1.7	×	1	
			1,4-ジオキサン	0.081	0.054	×	0.05	
	河川水	西水路最下流部	ほう素	1.5	1.4	×	1	
			1,4-ジオキサン	0.048	0.041	○	0.05	
	地下水	西水路西側水路	ほう素	1.1	1.3	×	1	*西水路西側水路 前回測定H25/11
			1,4-ジオキサン	0.073	0.074	×	0.05	
	地下水	H16-5	ほう素	0.46	0.74	○	1	今回測定H26/2
			1,4-ジオキサン	0.093	0.063	×	0.05	
		H16-10	ほう素	3.9	4.1	×	1	
			1,4-ジオキサン	0.011	0.017	○	0.05	
		H23-1	ほう素	10	8.9	×	1	
			1,4-ジオキサン	0.28	0.31	×	0.05	
評価結果								赤字: 環境基準超過 -: 未測定
	全般: ほとんど変化なし。 西水路: ほう素、1,4-ジオキサンが環境基準を超過している。 西水路最下流部: ほう素が環境基準を超過している。1,4-ジオキサンは環境基準付近で横ばい状態である。 西水路西側水路: ほう素、1,4-ジオキサンが環境基準を超過している。 地下水: ほう素は、H16-10、H23-1、H24-2、H24-4、H24-6、H25-1-1、H25-2、H25-3-1、H25-3-2で環境基準を超過している。1,4-ジオキサンは、H16-5、H23-1、H24-6、H25-1-1、H25-2、H25-3-1、H25-3-2で環境基準を超過している。ふつ素は、H16-10、H25-3-1で環境基準を超過している。砒素は、H24-3、H24-4、H24-6、H25-1-1、H25-2、H25-3-1、H25-3-2で環境基準を超過している。塩ビモノマーは、H25-3-1で環境基準を超過している。ベンゼンは、H25-3-1、H25-3-2で環境基準を超過している。							

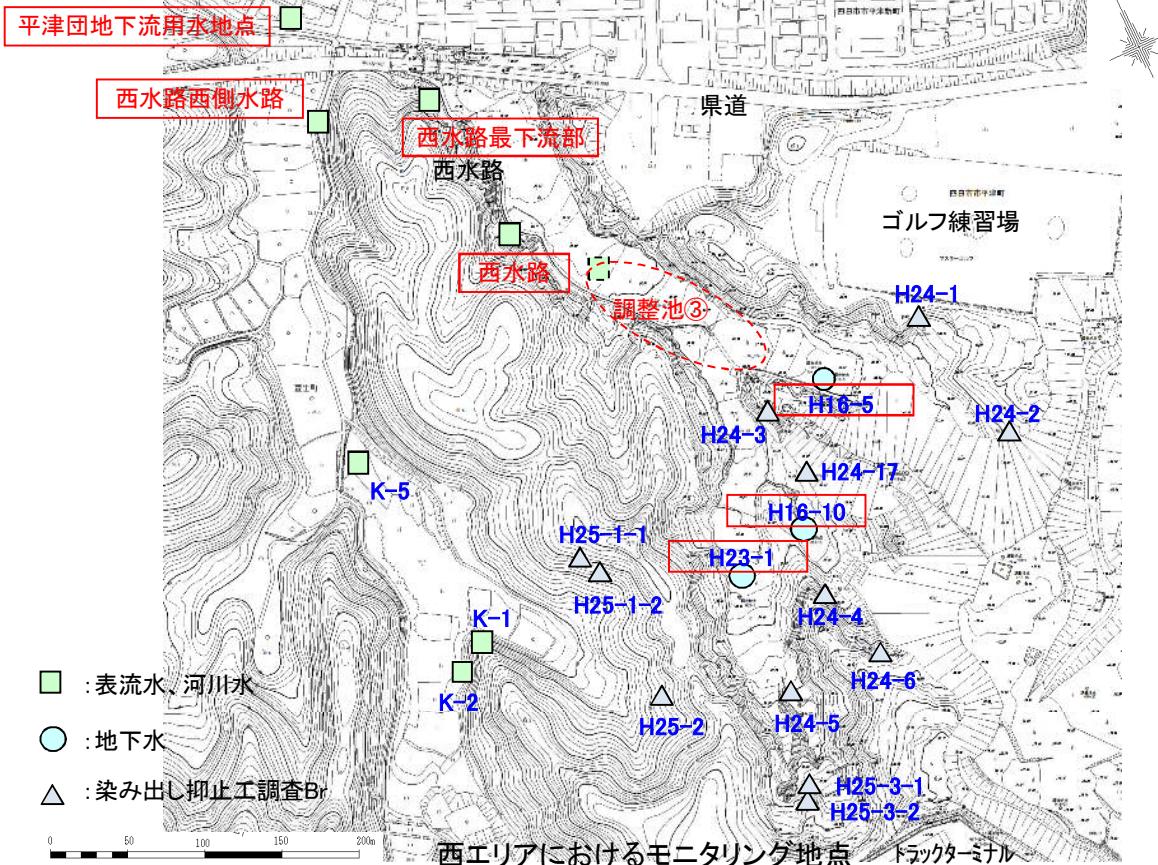
評価の根拠としたモニタリング調査結果

【濃度推移グラフ】

(単位: mg/L)



(位置図)



【モニタリング結果表1】

(単位:mg/L)

箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
西水路	pH	6.5-8.5*	7.6	○	7.8	○	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	< 0.001	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.14	○	0.15	○	
	ほう素及びその化合物	1	2.3	×	1.7	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.081	×	0.054	×	
	電気伝導度 (mS/m)	—	88.5	—	70.7	—	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
西水路 最下流部	pH	6.5-8.5*	—	—	—	—	
	カドミウム及びその化合物	0.003	—	—	—	—	
	鉛及びその化合物	0.01	—	—	—	—	
	砒素及びその化合物	0.01	—	—	—	—	
	水銀及びその化合物	0.005	—	—	—	—	
	ジクロロメタン	0.02	—	—	—	—	
	四塩化炭素	0.002	—	—	—	—	
	塩化ビニルモノマー	0.002	—	—	—	—	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	—	—	—	—	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	—	—	—	—	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	—	—	—	—	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	—	—	—	—	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	—	—	—	—	
	トリクロロエチレン	0.03	—	—	—	—	
	テトラクロロエチレン	0.01	—	—	—	—	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	—	—	—	—	
	ベンゼン	0.01	—	—	—	—	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.14	○	0.14	○	
	ほう素及びその化合物	1	1.5	×	1.4	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	—	—	—	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.048	○	0.041	○	
	電気伝導度 (mS/m)	—	63.9	—	58.4	—	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

【モニタリング結果表2】							(単位:mg/L)
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H25/11)	評価	今回測定値 (H26/2)	評価	備考
西水路 西側水路	pH	6.5–8.5*	—	—	—	—	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	—	—	—	—	
	鉛及びその化合物	0.01	—	—	—	—	
	砒素及びその化合物	0.01	—	—	—	—	
	水銀及びその化合物	0.005	—	—	—	—	
	ジクロロメタン	0.02	—	—	—	—	
	四塩化炭素	0.002	—	—	—	—	
	塩化ビニルモノマー	0.002	—	—	—	—	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	—	—	—	—	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	—	—	—	—	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	—	—	—	—	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	—	—	—	—	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	—	—	—	—	
	トリクロロエチレン	0.03	—	—	—	—	
	テトラクロロエチレン	0.01	—	—	—	—	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	—	—	—	—	
	ベンゼン	0.01	—	—	—	—	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.08	○	< 0.08	○	
	ほう素及びその化合物	1	1.1	×	1.3	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	—	—	—	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.073	×	0.074	×	
	電気伝導度 (mS/m)	—	63.1	—	69.5	—	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H16-5 (地下水)	pH	6.5–8.5*	6.2	×	6.5	○	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	< 0.001	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.13	○	0.10	○	
	ほう素及びその化合物	1	0.46	○	0.74	○	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.093	×	0.063	×	
	電気伝導度 (mS/m)	—	70.8	—	69.9	—	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

【モニタリング結果表3】

(単位:mg/L)

箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H16-10 (地下水)	pH	6.5-8.5*	7.3	○	7.2	○	
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	< 0.001	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.79	○	0.83	×	
	ほう素及びその化合物	1	3.9	×	4.1	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.011	○	0.017	○	
	電気伝導度 (mS/m)	—	83.8	—	99.3	—	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H23-1 (地下水)	pH	6.5-8.5*	6.9	○	6.9	○	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	< 0.001	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.20	○	0.20	○	
	ほう素及びその化合物	1	9.7	×	8.9	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.28	×	0.31	×	
	電気伝導度 (mS/m)	—	281	—	322	—	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

【モニタリング結果表4】

(単位:mg/L)

箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H24-1 (地下水)	pH	6.5-8.5*	6.6	○	-	-	
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	-	-	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	-	-	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	-	-	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	-	-	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	-	-	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	-	-	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	-	-	
	ふつ素及びその化合物	0.8	< 0.08	○	< 0.08	○	
	ほう素及びその化合物	1	< 0.05	○	< 0.05	○	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	-	-	
	1,4-ジオキサン	0.05	< 0.005	○	< 0.005	○	
	電気伝導度 (mS/m)	-	30.0	-	18.5	-	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H24-2 (地下水)	pH	6.5-8.5*	7.2	○	-	-	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	-	-	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	-	-	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	-	-	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	-	-	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	-	-	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	-	-	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	-	-	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.65	○	0.56	○	
	ほう素及びその化合物	1	2.4	×	2.8	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	-	-	
	1,4-ジオキサン	0.05	< 0.005	○	0.008	○	
	電気伝導度 (mS/m)	-	93.5	-	101	-	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

【モニタリング結果表5】

(単位:mg/L)

箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H24-3 (地下水)	pH	6.5-8.5*	7.3	○	-	-	
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	-	-	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	-	-	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	-	-	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	-	-	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	-	-	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	-	-	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	-	-	
	ふつ素及びその化合物	0.8	< 0.08	○	< 0.08	○	
	ほう素及びその化合物	1	0.17	○	0.74	○	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	-	-	-	
	1,4-ジオキサン	0.05	< 0.005	○	0.009	○	
	電気伝導度 (mS/m)	-	22.5	-	101	-	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H24-4 (地下水)	pH	6.5-8.5*	7.1	○	-	-	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	-	-	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	砒素及びその化合物	0.01	0.012	×	-	-	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	-	-	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	-	-	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	-	-	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	-	-	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	-	-	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	-	-	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.23	○	0.67	○	
	ほう素及びその化合物	1	3.5	×	3.2	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	-	-	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.022	○	0.030	○	
	電気伝導度 (mS/m)	-	101	-	129	-	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

【モニタリング結果表6】

(単位:mg/L)

箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H24-5 (地下水)	pH	6.5-8.5*	7.2	○	-	-	
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	-	-	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	-	-	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	-	-	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	-	-	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	-	-	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	-	-	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	-	-	
	ふつ素及びその化合物	0.8	< 0.08	○	< 0.08	○	
	ほう素及びその化合物	1	< 0.05	○	< 0.05	○	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	-	-	
	1,4-ジオキサン	0.05	< 0.005	○	< 0.005	○	
	電気伝導度 (mS/m)	-	24.0	-	27.4	-	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H24-6 (地下水)	pH	6.5-8.5*	7.1	○	-	-	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0006	○	-	-	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	砒素及びその化合物	0.01	0.067	×	-	-	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	-	-	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	-	-	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	-	-	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	-	-	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	-	-	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	ベンゼン	0.01	0.001	○	-	-	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.65	○	0.65	○	
	ほう素及びその化合物	1	11	×	10	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	-	-	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.69	×	0.56	×	
	電気伝導度 (mS/m)	-	282	-	286	-	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

【モニタリング結果表7】

(単位:mg/L)

箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H24-17 (地下水)	pH	6.5-8.5*	7.1	○	-	-	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	-	-	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	-	-	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	-	-	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	-	-	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	-	-	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	-	-	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	-	-	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.23	○	0.50	○	
	ほう素及びその化合物	1	1.2	×	0.5	○	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	-	-	
	1,4-ジオキサン	0.05	< 0.005	○	< 0.005	○	
	電気伝導度 (mS/m)	-	125	-	58.4	-	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H25-1-1 (地下水)	pH	6.5-8.5*	7.0	○	-	-	
	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0011	○	-	-	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	砒素及びその化合物	0.01	0.012	×	-	-	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	-	-	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	-	-	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	塩化ビニルモノマー	0.002	0.0003	○	-	-	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	-	-	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	-	-	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	-	-	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	ベンゼン	0.01	0.001	○	-	-	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.3	○	0.24	○	
	ほう素及びその化合物	1	15	×	17	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	-	-	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.83	×	0.85	×	
	電気伝導度 (mS/m)	-	533	-	508	-	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

【モニタリング結果表8】

(単位:mg/L)

箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H25-1-2 (地下水)	pH	6.5-8.5*	6.5	○	-	-	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	-	-	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	-	-	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	-	-	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	-	-	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	-	-	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	-	-	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	-	-	
	ふつ素及びその化合物	0.8	< 0.08	○	< 0.08	○	
	ほう素及びその化合物	1	0.05	○	0.05	○	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	-	-	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.007	○	< 0.005	○	
	電気伝導度 (mS/m)	-	11.5	-	10.9	-	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H25-2 (地下水)	pH	6.5-8.5*	7.2	○	-	-	
	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0012	○	-	-	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	砒素及びその化合物	0.01	0.21	×	-	-	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	-	-	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	-	-	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	塩化ビニルモノマー	0.002	0.0006	○	-	-	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	-	-	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	-	-	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	-	-	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	ベンゼン	0.01	0.009	○	-	-	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.51	○	0.50	○	
	ほう素及びその化合物	1	26	×	30	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	-	-	
	1,4-ジオキサン	0.05	1.8	×	1.4	×	
	電気伝導度 (mS/m)	-	832	-	810	-	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

【モニタリング結果表9】

(単位:mg/L)

箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H25-3-1 (地下水)	pH	6.5-8.5*	7.2	○	-	-	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	-	-	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	砒素及びその化合物	0.01	0.18	×	-	-	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	-	-	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	-	-	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	塩化ビニルモノマー	0.002	0.0027	×	-	-	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	-	-	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	-	-	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	-	-	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	ベンゼン	0.01	0.014	×	-	-	
	ふつ素及びその化合物	0.8	1.8	×	1.8	×	
	ほう素及びその化合物	1	23	×	26	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	-	-	
	1,4-ジオキサン	0.05	1.8	×	1.5	×	
	電気伝導度 (mS/m)	-	915	-	878	-	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H25-3-2 (地下水)	pH	6.5-8.5*	7.2	○	-	-	
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	-	-	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	-	-	
	砒素及びその化合物	0.01	0.15	×	-	-	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	-	-	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	-	-	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	塩化ビニルモノマー	0.002	0.0003	○	-	-	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	-	-	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	-	-	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	-	-	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	-	-	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	-	-	
	ベンゼン	0.01	0.014	×	-	-	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.45	○	0.49	○	
	ほう素及びその化合物	1	25	×	27	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	-	-	
	1,4-ジオキサン	0.05	1.5	×	1.4	×	
	電気伝導度 (mS/m)	-	1,200	-	1,220	-	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

【モニタリング結果表10】							(単位:mg/L)
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
K-1 (表流水)	pH	6.5-8.5*	-	-	-	-	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	-	-	-	-	
	鉛及びその化合物	0.01	-	-	-	-	
	砒素及びその化合物	0.01	-	-	-	-	
	水銀及びその化合物	0.005	-	-	-	-	
	ジクロロメタン	0.02	-	-	-	-	
	四塩化炭素	0.002	-	-	-	-	
	塩化ビニルモノマー	0.002	-	-	-	-	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	-	-	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	-	-	-	-	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	-	-	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	-	-	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-	-	-	-	
	トリクロロエチレン	0.03	-	-	-	-	
	テトラクロロエチレン	0.01	-	-	-	-	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	-	-	-	-	
	ベンゼン	0.01	-	-	-	-	
	ふつ素及びその化合物	0.8	< 0.08	○	< 0.08	○	
	ほう素及びその化合物	1	< 0.05	○	< 0.05	○	
K-2 (表流水)	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-	-	-	-	
	1,4-ジオキサン	0.05	< 0.005	○	< 0.005	○	
	電気伝導度 (mS/m)	-	6.9	-	7.1	-	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
K-2 (表流水)	pH	6.5-8.5*	-	-	-	-	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	-	-	-	-	
	鉛及びその化合物	0.01	-	-	-	-	
	砒素及びその化合物	0.01	-	-	-	-	
	水銀及びその化合物	0.005	-	-	-	-	
	ジクロロメタン	0.02	-	-	-	-	
	四塩化炭素	0.002	-	-	-	-	
	塩化ビニルモノマー	0.002	-	-	-	-	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	-	-	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	-	-	-	-	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	-	-	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	-	-	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-	-	-	-	
	トリクロロエチレン	0.03	-	-	-	-	
	テトラクロロエチレン	0.01	-	-	-	-	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	-	-	-	-	
	ベンゼン	0.01	-	-	-	-	
	ふつ素及びその化合物	0.8	< 0.08	○	< 0.08	○	
	ほう素及びその化合物	1	0.98	○	0.77	○	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-	-	-	-	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.067	×	0.034	○	
	電気伝導度 (mS/m)	-	68.2	-	51.5	-	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

【モニタリング結果表11】							(単位:mg/L)
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
K-5 (表流水)	pH	6.5-8.5*	-	-	-	-	
	カドミウム及びその化合物	0.003	-	-	-	-	
	鉛及びその化合物	0.01	-	-	-	-	
	砒素及びその化合物	0.01	-	-	-	-	
	水銀及びその化合物	0.005	-	-	-	-	
	ジクロロメタン	0.02	-	-	-	-	
	四塩化炭素	0.002	-	-	-	-	
	塩化ビニルモノマー	0.002	-	-	-	-	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	-	-	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	-	-	-	-	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	-	-	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	-	-	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-	-	-	-	
	トリクロロエチレン	0.03	-	-	-	-	
	テトラクロロエチレン	0.01	-	-	-	-	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	-	-	-	-	
	ペンゼン	0.01	-	-	-	-	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.10	○	0.12	○	
	ほう素及びその化合物	1	2.5	×	2.4	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-	-	-	-	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.13	×	0.11	×	
	電気伝導度 (mS/m)	-	117	-	118	-	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

土木的リスク 目視点検管理状況

日時	管理地点	目視点検結果	対応状況
平成〇年〇月	押え盛土工		
	厚層基材吹付工		
	雨水排水工		
	調整池②		
	その他構造物		
平成〇年〇月	押え盛土工		
	厚層基材吹付工		
	雨水排水工		
	調整池②		
	その他構造物		
平成〇年〇月	押え盛土工		
	厚層基材吹付工		
	雨水排水工		
	調整池②		
	その他構造物		
(備 考)			

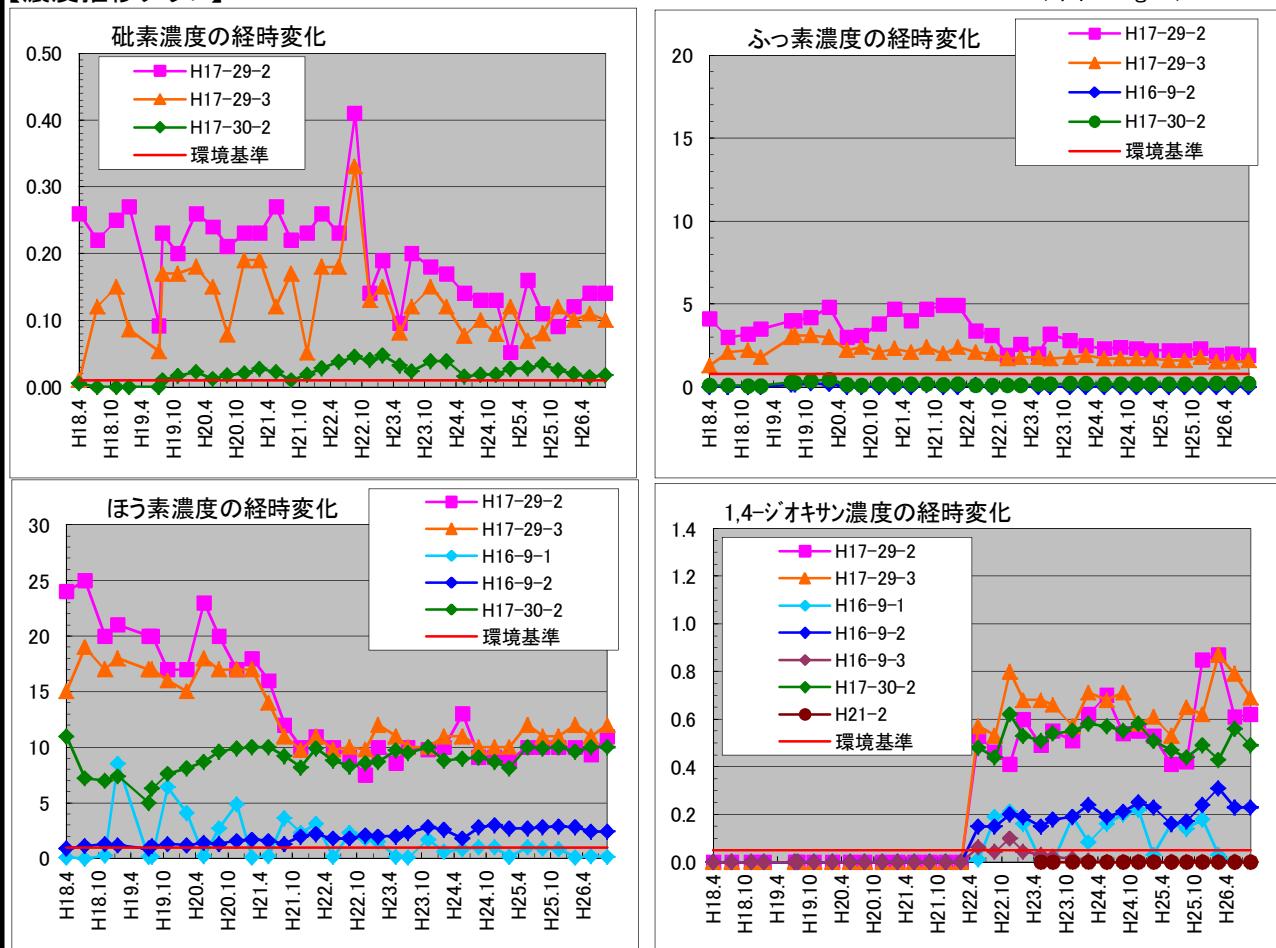
3. 南エリア(トラックターミナル)

評価年月日：平成27年3月11日

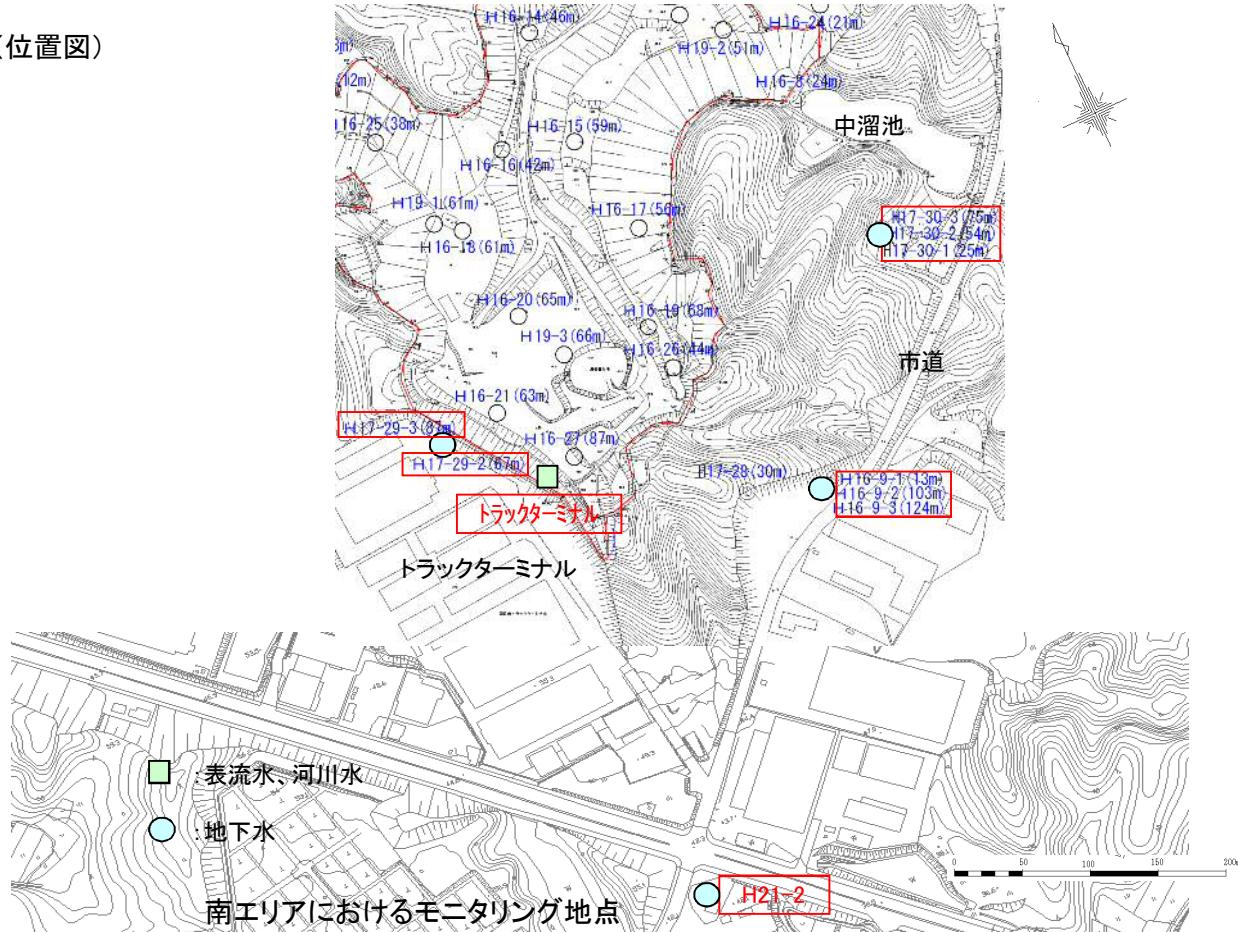
エリア	3. 南エリア(トラックターミナル)			判定	A:要追加対策	B:モニタリング継続	C:完了		
リスク評価時の状況 (対策前)	箇所 H17-29-2 (地下水)	物質	最大濃度 (mg/L)	H25/8 (mg/L)	環境基準 (mg/L)	①H17-29: 対策前は砒素等5項目が環境基準を超過、うち砒素とほう素が排水基準も超過、ヘキサダイヤグラムは廃棄物層のパターンに類似。 ②H16-9: 対策前はほう素と1,4-ジオキサンが環境基準を超過、ヘキサダイヤグラムは廃棄物層のパターンと異なる。 ③H17-30: 対策前は砒素、ほう素、1,4-ジオキサンが環境基準を超過、うちほう素は排水基準も超過、ヘキサダイヤグラムは廃棄物層のパターンに類似。 ④第2、第3帯水層との南～東方向に潜り込んでおり、地表付近には現れず、地下水利用もないで、直ちに影響はない。			
		砒素	0.41	0.11	0.01				
		ベンゼン	0.019	0.006	0.01				
		ふつ素	4.9	2.2	0.8				
	H16-9-2 (地下水)	ほう素	25	10	1				
		1,4-ジオキサン	0.70	0.42	0.05				
	H17-30-2 (地下水)	ほう素	3.0	2.8	1				
		1,4-ジオキサン	0.25	0.17	0.05				
		砒素	0.047	0.034	0.01				
リスク評価概要		ほう素	11	10	1	①廃棄物が露出しているため、廃棄物の飛散流出を防止する。 ②廃棄物層からの有害物質の溶出を抑制するため、廃棄物埋立区域への雨水浸透を抑制する。 ③水質モニタリングを継続する。			
		1,4-ジオキサン	0.62	0.44	0.05				
対策工事とその機能					<p>【覆土工、雨水排水工】 覆土で露出廃棄物を覆うことによって廃棄物の飛散・流出を防止し、雨水浸透を低減させて浸出水の拡散を抑制する。</p>				
					<p>【厚層基材吹付工】 法面の露出廃棄物を覆い、廃棄物の飛散流出を防止する。</p>				
対策工事状況	対策前 (対策中は工事工程表より、どのような工種を行っているかを示す)								
管理地点と主な物質	項目	地点			主な管理物質				
	表流水	トラックターミナル			1,4-ジオキサン				
評価	地下水	H17-29	H16-9	H17-30	H21-2	砒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン			
		項目	地点	物質	前回測定値 (H26/5)	今回測定値 (H26/8)	評価	環境基準	
		表流水	トラックターミナル*	1,4-ジオキサン	0.024	< 0.005	○	0.05	
		H17-29-2	砒素	0.14	0.14	×	0.01	*トラックターミナル	
			ふつ素	2.0	1.9	×	0.8	前回測定 H24/2	
			ほう素	9.3	11	×	1	今回測定 H25/2	
			1,4-ジオキサン	0.61	0.62	×	0.05		
	H17-29-3	砒素	0.11	0.10	×	0.01			
		ふつ素	1.5	1.6	×	0.8			
		ほう素	11	12	×	1			
		1,4-ジオキサン	0.79	0.69	×	0.05			
	地下水	H16-9-1	ほう素	0.19	0.17	○	1		
		1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005	○	0.05			
		H16-9-2	ほう素	2.4	2.4	×	1		
	H16-9-3	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005	○	0.05			
		H17-30-2	砒素	0.015	0.018	×	0.01		
			ほう素	10	10	×	1		
			1,4-ジオキサン	0.56	0.49	×	0.05		
評価結果	全般：ほとんど変化なし 地下水：砒素は、H17-29-3、H17-30-2で環境基準を超過している。ふつ素は、H17-29-2、H17-29-3で環境基準を超過している。ほう素は、H17-29-2、H17-29-3、H16-9-2、H17-30-2で環境基準を超過している。1,4-ジオキサンは、H17-29-2、H17-29-3、H16-9-2、H17-30-2で環境基準を超過している。								

評価の根拠としたモニタリング調査結果

【濃度推移グラフ】



(位置図)



【モニタリング結果表1】

(単位:mg/L)

箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H24/2)	評価	今回測定値 (H25/2)	評価	備考
トラックターミナル(表流水)	pH	6.5–8.5*	7.6	○	7.5	○	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.001	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	< 0.001	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.24	○	0.11	○	
	ほう素及びその化合物	1	0.24	○	< 0.05	○	
H17-29-2 (地下水)	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.024	○	< 0.005	○	
	電気伝導度 (mS/m)	—	16.7	—	9.8	—	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H17-29-2 (地下水)	pH	6.5–8.5*	7.1	○	7.0	○	
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	0.14	×	0.14	×	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	0.0003	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	0.006	○	0.006	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	2.0	×	1.9	×	
	ほう素及びその化合物	1	9.3	×	11	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.61	×	0.62	×	
	電気伝導度 (mS/m)	—	301	—	319	—	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

【モニタリング結果表2】

(単位:mg/L)

箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H17-29-3 (地下水)	pH	6.5-8.5*	6.9	○	6.8	○	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	0.11	×	0.10	×	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	0.006	○	0.006	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	1.5	×	1.6	×	
	ほう素及びその化合物	1	11	×	12	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.79	×	0.69	×	
	電気伝導度 (mS/m)	—	383	—	376	—	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H16-9-1 (地下水)	pH	6.5-8.5*	6.8	○	6.3	×	
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	< 0.001	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	< 0.08	○	< 0.08	○	
	ほう素及びその化合物	1	0.19	○	0.17	○	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	< 0.005	○	< 0.005	○	
	電気伝導度 (mS/m)	—	18.0	—	20.7	—	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

【モニタリング結果表3】

(単位:mg/L)

箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H16-9-2 (地下水)	pH	6.5–8.5*	6.4	×	6.4	×	赤字: 環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	0.0004	○	0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	0.001	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	< 0.08	○	< 0.08	○	
	ほう素及びその化合物	1	2.4	×	2.4	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.23	×	0.23	×	
	電気伝導度 (mS/m)	—	181	—	200	—	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H16-9-3 (地下水)	pH	6.5–8.5*	7.4	○	7.3	○	
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	0.008	○	0.009	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	< 0.001	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.09	○	0.09	○	
	ほう素及びその化合物	1	< 0.05	○	< 0.05	○	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	< 0.005	○	< 0.005	○	
	電気伝導度 (mS/m)	—	16.6	—	18.2	—	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

【モニタリング結果表4】

(単位:mg/L)

箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H17-30-2 (地下水)	pH	6.5-8.5*	6.7	○	6.8	○	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0012	○	0.0006	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	0.015	×	0.018	×	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	< 0.001	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.21	○	0.23	○	
	ほう素及びその化合物	1	10	×	10	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.56	×	0.49	×	
	電気伝導度 (mS/m)	—	326	—	328	—	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H21-2 (地下水)	pH	6.5-8.5*	7.8	○	7.7	○	
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	0.006	○	0.007	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	< 0.001	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.22	○	0.20	○	
	ほう素及びその化合物	1	< 0.05	○	< 0.05	○	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	< 0.005	○	< 0.005	○	
	電気伝導度 (mS/m)	—	21.5	—	20.1	—	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

土木的リスク 目視点検管理状況

日時	管理地点	目視点検結果	対応状況
平成〇年〇月	厚層基材吹付工		
	その他構造物		
平成〇年〇月	厚層基材吹付工		
	その他構造物		
平成〇年〇月	厚層基材吹付工		
	その他構造物		
平成〇年〇月	厚層基材吹付工		
	その他構造物		
平成〇年〇月	厚層基材吹付工		
	その他構造物		
平成〇年〇月	厚層基材吹付工		
	その他構造物		
平成〇年〇月	厚層基材吹付工		
	その他構造物		
平成〇年〇月	厚層基材吹付工		
	その他構造物		
(備 考)			

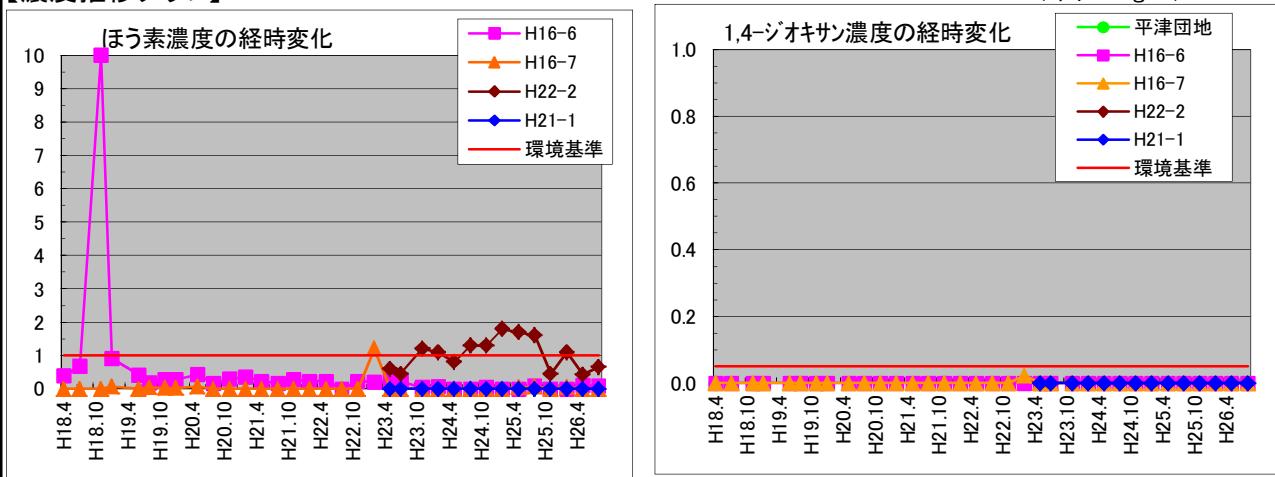
4. 北エリア(県道側)

評価年月日: 平成27年3月11日

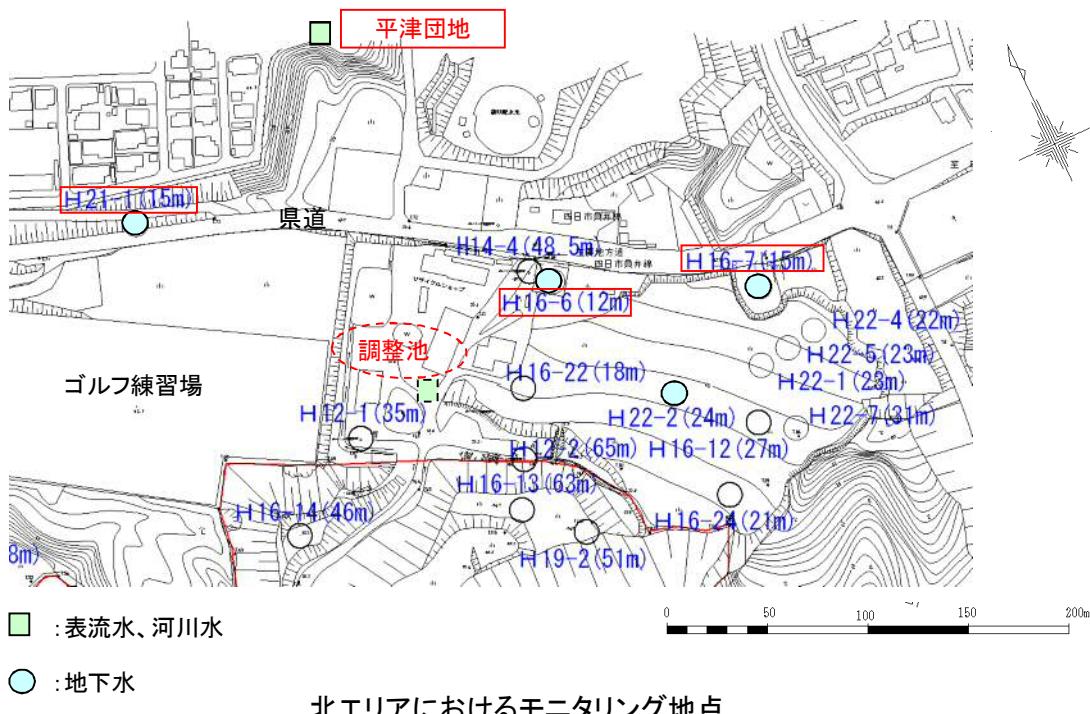
エリア	4. 北エリア(県道側)			判定	A:要追加対策	B:モニタリング継続	C:完了		
リスク評価時の状況(対策前)	箇所	物質	最大濃度(mg/L)	H25/8 (mg/L)	環境基準(mg/L)	①H16-6、H16-7とH22-2でほう素が一度だけ環境基準を超えて検出されているが、一時的なものである。 ②隣接区域にはアイアンクレを含む廃棄物があるが、有害物質は検出されず(ほう素のみ一度環境基準超過)、厚い覆土に覆われているため問題ない。 ③H22-1:高濃度の鉛の含有が確認されたが、地下水への影響はない。			
	H16-6(地下水)	ほう素	10	0.09	1				
	H16-7(地下水)	ほう素	1.2	0.06	1				
リスク評価概要	H22-2(地下水)	ほう素	1.8	1.6	1				
	①廃棄物が露出しているため、廃棄物の飛散流出を防止する。 ②水質モニタリングを継続する。								
対策工とその機能	<p>【覆土工、雨水排水工】 覆土で露出廃棄物を覆うことで廃棄物の飛散・流出を防止し、雨水浸透を低減させて浸出水の拡散を抑制する。</p> <p>【厚層基材吹付工】 法面の露出廃棄物を覆い、廃棄物の飛散流出を防止する。</p>								
対策工事状況	調整池①及び進入道路の設置工事中								
管理地点と主な物質	項目	地点			主な管理物質				
	表流水	平津団地			1,4-ジオキサン				
	地下水	H16-6	H16-7	H22-2	H21-1	ほう素、1,4-ジオキサン			
評価	項目	地点	物質	前回測定値(H26/5)	今回測定値(H26/8)	評価	環境基準		
	表流水	平津団地	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005	○	0.05		
	地下水	H16-6	ほう素 1,4-ジオキサン	0.10 < 0.005	0.08 < 0.005	○ ○	1 0.05		
		H16-7	ほう素 1,4-ジオキサン	< 0.05 < 0.005	< 0.05 < 0.005	○ ○	1 0.05		
		H22-2 (廃棄物層内)	ほう素 1,4-ジオキサン	0.43 < 0.005	0.66 < 0.005	○ ○	1 0.05		
		H21-1	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005	○	0.05		
	赤字: 環境基準超過								
	粉じん	八郷小学校	粉じん量	0.045	0.019	○	0.1		
評価結果	全般:ほとんど変化なし 地下水:ほう素は、H22-2で環境基準付近で横ばい状態である。								
	今回測定H26/8 (単位:mg/m³)								

評価の根拠としたモニタリング調査結果

【濃度推移グラフ】



(位置図)



【モニタリング結果表1】

(単位:mg/L)

箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H24/2)	評価	今回測定値 (H25/2)	評価	備考
平津団地 (表流水)	pH	6.5–8.5*	6.1	×	6.3	×	赤字: 環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.001	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	< 0.001	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	< 0.08	○	< 0.08	○	
	ほう素及びその化合物	1	< 0.05	○	< 0.05	○	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	< 0.005	○	< 0.005	○	
	電気伝導度 (mS/m)	—	13.2	—	8.1	—	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H16-6 (地下水)	pH	6.5–8.5*	6.4	×	6.1	×	赤字: 環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	< 0.001	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	< 0.08	○	< 0.08	○	
	ほう素及びその化合物	1	0.10	○	0.08	○	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	< 0.005	○	< 0.005	○	
	電気伝導度 (mS/m)	—	26.3	—	24.9	—	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

【モニタリング結果表2】

(単位:mg/L)

箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H16-7 (地下水)	pH	6.5–8.5*	6.2	×	6.2	×	
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	< 0.001	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	< 0.08	○	< 0.08	○	
	ほう素及びその化合物	1	< 0.05	○	< 0.05	○	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	< 0.005	○	< 0.005	○	
	電気伝導度 (mS/m)	—	14.7	—	16.8	—	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H22-2 (地下水)	pH	6.5–8.5*	6.6	○	6.7	○	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	< 0.001	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.12	○	0.10	○	
	ほう素及びその化合物	1	0.43	○	0.66	○	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	< 0.005	○	< 0.005	○	
	電気伝導度 (mS/m)	—	43.7	—	64.1	—	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

【モニタリング結果表3】							(単位:mg/L)
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H21-1 (地下水)	pH	6.5-8.5*	6.5	○	7.0	○	
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	< 0.001	○	< 0.001	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	< 0.08	○	< 0.08	○	
	ほう素及びその化合物	1	< 0.05	○	< 0.05	○	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	< 0.005	○	< 0.005	○	
	電気伝導度 (mS/m)	—	18.2	—	17.8	—	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

土木的リスク 目視点検管理状況

日時	管理地点	目視点検結果	対応状況
平成〇年〇月	厚層基材吹付工		
	連続繊維補強土工		
	雨水排水工		
	調整池①		
	その他構造物		
平成〇年〇月	厚層基材吹付工		
	連続繊維補強土工		
	雨水排水工		
	調整池①		
	その他構造物		
平成〇年〇月	厚層基材吹付工		
	連続繊維補強土工		
	雨水排水工		
	調整池①		
	その他構造物		
(備 考)			

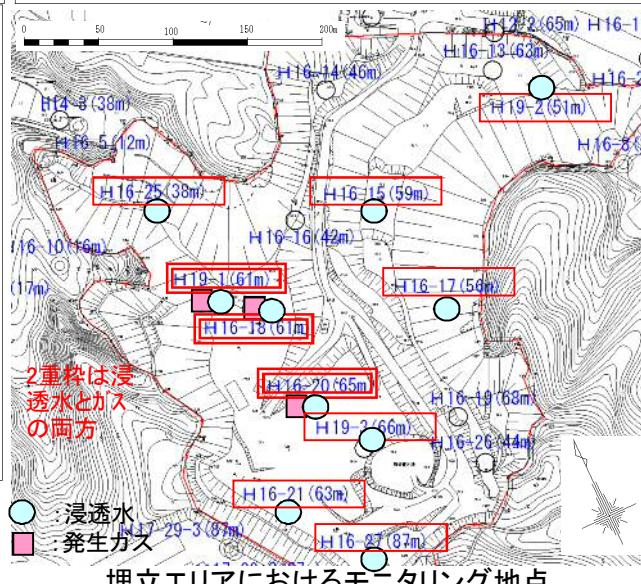
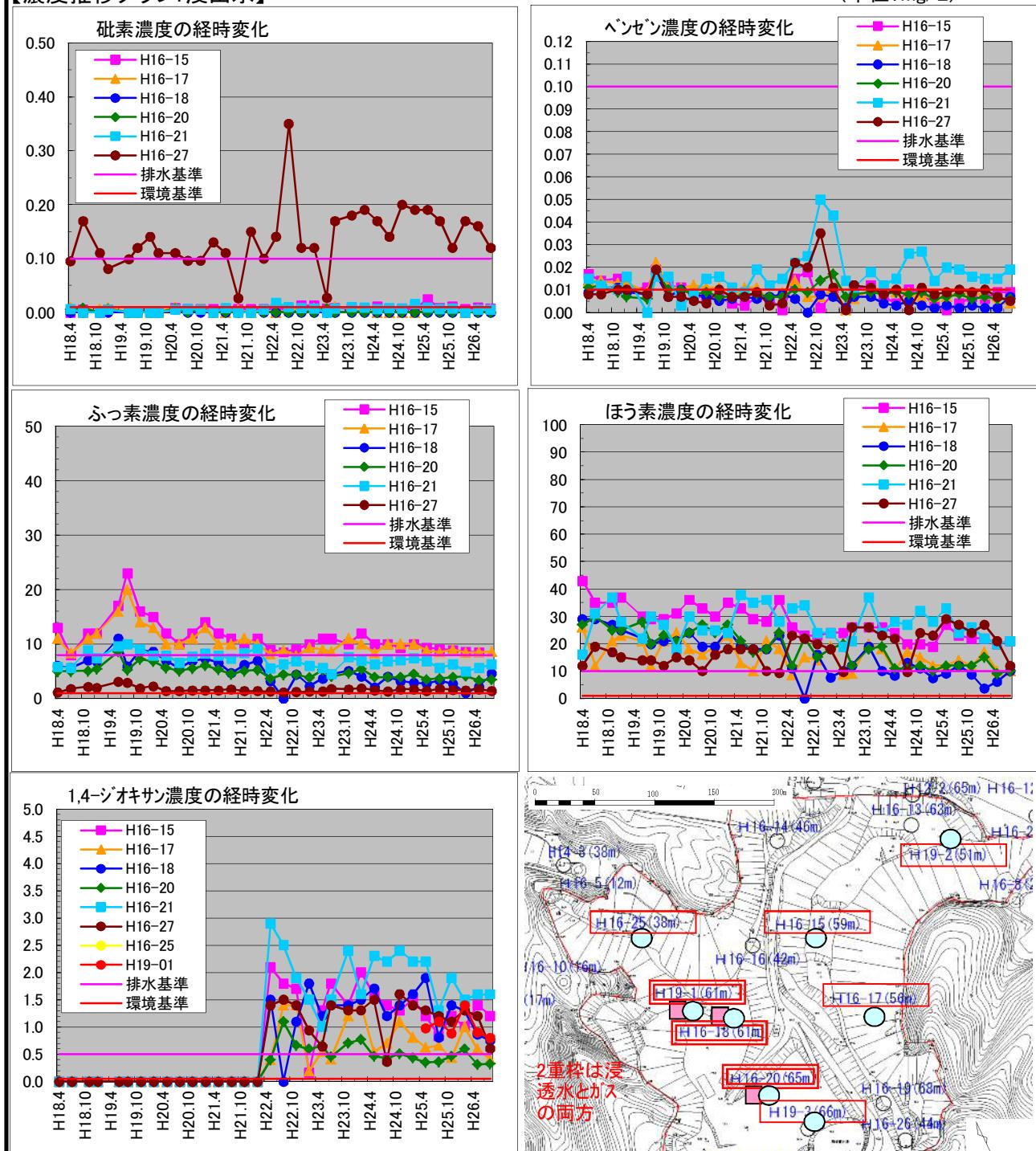
5. 埋立地

評価年月日：平成27年3月11日

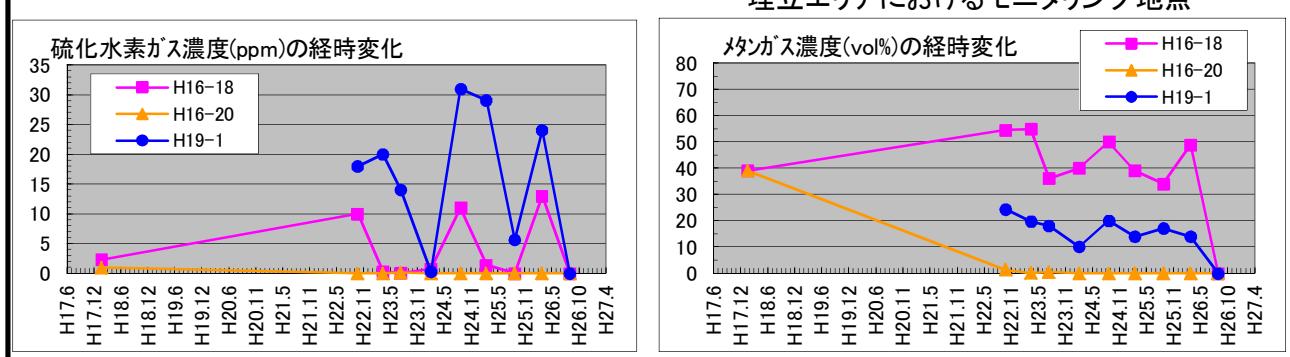
エリア	5. 埋立地			判定	A:要追加対策	B:モニタリング継続	C:完了	
リスク評価時の状況 (対策前)	箇所	物質	最大濃度 (mg/L)	H25/8 (mg/L)	環境基準 (mg/L)	排水基準 (mg/L)	①廃棄物中の一部には高濃度の有害物質があり、浸透した雨水に溶出して地下水の汚染源となる。 ②覆土が不十分なため、廃棄物等が飛散・流出する。 ③硫化水素やメタン等が発生している箇所がある。	
	H16-27	砒素	0.35	0.17	0.01	0.1		
	H16-15 (浸出水)	塩ビモノマー	0.013	0.007	0.002	—		
		1,2-ジクロロエチレン	0.082	0.010	0.04	—		
		ふつ素	23	9.1	0.8	8		
		ほう素	45	23	1	10		
	H16-21 (浸出水)	ベンゼン	0.050	0.019	0.01	0.1		
		ほう素	38	24	1	1		
		1,4-ジオキサン	2.9	1.3	0.05	0.5		
	H19-1 (浸出水)	鉛	1.0	—	0.01	0.1		
		ダイオキシン類	5.2	—	1	—		
ダイオキシン類の単位: pg-TEQ/L								
リスク評価概要	①廃棄物が露出しているため、廃棄物の飛散流出を防止する。 ②廃棄物層からの有害物質の溶出を抑制するため、廃棄物埋立区域への雨水浸透を抑制する。 ③水質やガスのモニタリングを継続する。 ④予期せぬ局地的な豪雨等に対応できるような雨水排水機能が必要である。							
対策工とその機能	<p>【覆土工、雨水排水工】 覆土で露出廃棄物を覆うことで廃棄物の飛散・流出を防止し、雨水浸透を低減させて浸出水の拡散を抑制する。</p> <p>【厚層基材吹付工】 法面の露出廃棄物を覆い、廃棄物の飛散流出を防止する。</p>							
対策工事状況	対策前 (対策中は工事工程表より、どのような工種を行っているかを示す)							
管理地点と主な物質	項目	地点				主な管理物質		
	浸出水	H16-15	H16-17	H16-18	H16-20	砒素、ベンゼン、ふつ素、ほう素		
		H16-21	H16-25	H16-27		1,4-ジオキサン		
		H19-1	H19-2	H19-3				
評価	浸出水 (排水基準超過項目)	H16-15	ふつ素	8.5	9.3	×	0.8	8
			ほう素	20	21	×	1	10
			1,4-ジオキサン	1.4	1.2	×	0.05	0.5
		H16-17	ふつ素	8.5	8.6	×	0.8	8
			ほう素	10	10	×	1	10
			1,4-ジオキサン	0.59	0.41	×	0.05	0.5
		H16-18	ほう素	6.2	10	×	1	10
			1,4-ジオキサン	0.86	0.75	×	0.05	0.5
			ほう素	9.2	10	×	1	10
	H16-20	1,4-ジオキサン	0.31	0.32	×	0.05	0.5	
		H16-21	ほう素	20	21	×	1	10
			1,4-ジオキサン	1.6	1.6	×	0.05	0.5
		H16-27	ほう素	21	12	×	1	10
			1,4-ジオキサン	1.2	0.6	×	0.05	0.5
評価結果	発生ガス	H16-18	メタン	49	0.0006 vol%			
			硫化水素	13	<0.002 ppm	発生ガス		
		H16-20	メタン	0.0006	0.0006 vol%	前回測定:H26/2		
			硫化水素	<0.002	0.010 ppm	今回測定:H26/8		
		H19-1	メタン	14	0.0006 vol%			
			硫化水素	24	0.011 ppm	赤字: 環境基準超過		
評価結果	浸出水: 砒素はH16-27で、ベンゼンはH16-21で、塩ビモノマーはH16-15で、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサンは各地点で環境基準を超過している。発生ガス: H16-18、H16-20、H19-1においてメタン、硫化水素とも大幅に低下。							

評価の根拠としたモニタリング調査結果

【濃度推移グラフ: 浸出水】



【濃度推移グラフ: 発生ガス】



【モニタリング結果表1】

(単位:mg/L)

箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H16-15 (浸出水)	pH	6.5-8.5*	7.9	○	7.9	○	赤字:環境基準超過 青字:排水基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	0.009	○	0.007	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	0.0059	×	0.0034	×	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.013	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	0.009	○	0.009	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	8.5	×	9.3	×	
	ほう素及びその化合物	1	20	×	21	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	1.4	×	1.2	×	
	—	572	—	592	—	—	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H16-17 (浸出水)	pH	6.5-8.5*	7.6	○	7.3	○	
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	0.006	○	0.006	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	0.004	○	0.004	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	8.5	×	8.6	×	
	ほう素及びその化合物	1	10	×	10	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.59	×	0.41	×	
	電気伝導度 (mS/m)	—	312	—	291	—	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

【モニタリング結果表2】							(単位:mg/L)
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H16-18 (浸出水)	pH	6.5-8.5*	7.8	○	7.9	○	赤字:環境基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	青字:排水基準超過
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	0.0003	○	0.0010	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	0.002	○	0.007	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	2.2	×	4.6	×	
	ほう素及びその化合物	1	6.2	×	10	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.86	×	0.75	×	
	電気伝導度 (mS/m)	—	274	—	393	—	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H16-20 (浸出水)	pH	6.5-8.5*	7.7	○	7.5	○	
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	0.0006	○	0.0005	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	0.006	○	0.006	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	3.3	×	3.5	×	
	ほう素及びその化合物	1	9.2	×	10	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.31	×	0.32	×	
	電気伝導度 (mS/m)	—	291	—	334	—	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

【モニタリング結果表3】

(単位:mg/L)

箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H16-21 (浸出水)	pH	6.5-8.5*	7.7	○	7.7	○	赤字:環境基準超過 青字:排水基準超過
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	0.005	○	0.005	○	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	0.0003	○	0.0005	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	0.015	×	0.019	×	
	ふつ素及びその化合物	0.8	5.6	×	6.3	×	
	ほう素及びその化合物	1	20	×	21	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	1.6	×	1.6	×	
	電気伝導度 (mS/m)	—	638	—	631	—	
箇所	項目	環境基準	前回測定値 (H26/5)	評価	今回測定値 (H26/8)	評価	備考
H16-27 (浸出水)	pH	6.5-8.5*	7.2	○	7.1	○	
	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	○	< 0.0003	○	
	鉛及びその化合物	0.01	< 0.005	○	< 0.005	○	
	砒素及びその化合物	0.01	0.16	×	0.12	×	
	水銀及びその化合物	0.005	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	○	< 0.002	○	
	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	塩化ビニルモノマー	0.002	0.0009	○	0.0005	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	< 0.0004	○	< 0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	< 0.002	○	< 0.002	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	○	< 0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	< 0.0006	○	< 0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.03	< 0.002	○	< 0.002	○	
	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	< 0.0002	○	< 0.0002	○	
	ベンゼン	0.01	0.007	○	0.005	○	
	ふつ素及びその化合物	0.8	1.7	×	1.4	×	
	ほう素及びその化合物	1	21	×	12	×	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005	○	< 0.0005	○	
	1,4-ジオキサン	0.05	1.2	×	0.60	×	
	電気伝導度 (mS/m)	—	630	—	366	—	

* : 地下水にはpHの環境基準がなく、また、公共用水域にはpHの環境基準があるものの
類型の当てはめがなされていないため、pHの基準は環境基準相当値とする(以下の表も同じ)

土木的リスク 目視点検管理状況

日時	管理地点	目視点検結果	対応状況
平成〇年〇月	覆土工		
	厚層基材吹付工		
	雨水排水工		
	天端集水エリア		
	その他構造物		
平成〇年〇月	覆土工		
	厚層基材吹付工		
	雨水排水工		
	天端集水エリア		
	その他構造物		
平成〇年〇月	覆土工		
	厚層基材吹付工		
	雨水排水工		
	天端集水エリア		
	その他構造物		
(備 考)			

資料1) リスク評価と対策工 総括表

評価箇所	リスク項目	評価地点	評価項目	周辺環境への経路等	評価及びその根拠	項目別判定	対応	総合判定	リスク	対策の基本的な考え方	具体的な対策工	
廃棄物が埋め立てられている区域(潜在的リスク要因)												
A 廃棄物 水質汚染 大気汚染 飛散 火災 B 放射線被ばく 廃棄物	廃棄物	H19-03他	カドミウム、鉛、砒素、水銀、ふつ素、ほう素	浸透した雨水に溶出し、地下水を汚染する可能性	・廃棄物中の一部には高濃度の有害物質があり、浸透した雨水に溶け出して地下水の汚染源となる。	A	・土地の形質を変更することは避ける。 ・雨水の浸透を抑制する。	X	・浸出水の拡散 ・露出廃棄物の飛散、流出	・覆土工対策により雨水浸透を抑制する ・水質モニタリングを継続する	・覆土工 ・浸出水モニタリング	
	水質汚染	H19-01他	鉛、砒素、PCB、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類	第2帶水層を経由して、周辺区域に流出する可能性	・水に溶けやすい砒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサンは、第2帶水層を通じて周辺に流出。	A	・雨水の浸透を抑制する。 ・水質モニタリングを継続する。		・悪臭発生	・発生ガスモニタリングを継続する	・発生ガスモニタリング	
	大気汚染 飛散	H16-16他 H16-20 H16-21	硫化水素 鉛、ふつ素	ボーリング孔外への漏出 表層土壤の飛散	・ボーリング孔外では希釈・拡散。 ・覆土が不十分なため、有害物質(鉛等)を含んだ表層土壤が飛散。	B	・発生ガスモニタリングを継続する。 ・立入制限を継続する。 ・飛散防止措置を行う。		・火災	・覆土等の設置により火災を防止する ・立入り制限の措置を行う	・覆土工 ・侵入防止フェンス	
	火災	H16-15他	メタン	ボーリング孔外への漏出	・ボーリング孔外では希釈・拡散。	B	・立入制限、火気使用制限を継続する。		—	—	—	
	放射線被ばく	H22-1他 H16-12	アイアンクレイ	放射線の放出	・アイアンクレイを含む廃棄物層が確認されているが、厚い埋土に覆われているため、放射線は十分遮蔽されており、問題はない。	C	・現況では特に対応を要しない。 (埋土を除去したり、攪乱するような土地の形質変更時には調査が必要)		—	—	—	
	廃棄物	H22-2他	鉛	浸透した雨水に溶出し、地下水を汚染する可能性	・H22-1では、アイアンクレイが埋設されており、高濃度の鉛の含有が確認されているが、地下水への影響は認められない。	B	・水質モニタリングを継続する。		—	—	—	
周辺区域												
有害物質によるリスク ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ 水路の下流区域 ⑧	中溜池流入水路 H16-8	水質汚染	中溜池流入水路 (表流水) H16-8 (第2帶水層)	ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン ふつ素、ほう素	・廃棄物埋立区域からの浸出水が流入し、中溜池に流入。 ・地表近くにあり、表流水を汚染する可能性	A	・雨水の浸透を抑制する。 ・水質モニタリングを継続する。 ・中溜池底質の鉛については支障は直ぐには発生しないものと考えられるが、支障のおそれが認められた場合には対策を検討する	X	・浸出水の拡散 ・露出廃棄物の飛散、流出 ・染み出し水の地表流出	・覆土工対策により雨水浸透を抑制する ・染み出し抑止工により埋立地法尻部からの染み出し水の流出を防止する ・水質モニタリングを継続する	・覆土工 ・染み出し抑止工 ・水質モニタリング	
	H17-29-2 H17-29-2 H17-29-3	水質汚染	H17-29-2 (第2帶水層) H17-29-3 (第3帶水層)	砒素、ベンゼン、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン 砒素、ベンゼン、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン	第2帶水層、第3帶水層ともに、流向は南～東で、南東方向に深く潜り込み、表層には現れてこない。	B	・水質モニタリングを継続する。		・浸出水の拡散	・覆土工対策により雨水浸透を抑制する ・水質モニタリングを継続する	・覆土工 ・水質モニタリング	
	西水路 H16-5 H16-10	水質汚染	H16-5 (第2帶水層) H16-10 (第2帶水層) 西水路 (表流水)	1,4-ジオキサン、ダイオキシン類 ほう素 ほう素	・第2帶水層(暮明累層の砂礫層)が地表に露出している可能性がある。 ・ほう素、14-ジオキサンが環境基準を超過。 ・H16-10のほう素は排水基準を超過したことがあるが、現在は適合。 ・H16-10のイオンバターンは、廃棄物層と類似。	A	・H16-5のダイオキシン類は、廃棄物層のものとは構成パターンが異なる。 ・雨水の浸透を抑制する。 ・水質モニタリングを継続する。		・浸出水の拡散 ・露出廃棄物の飛散、流出 ・染み出し水の地表流出	・覆土工対策により雨水浸透を抑制する ・染み出し抑止工により埋立地法尻部からの染み出し水の流出を防止する ・水質モニタリングを継続する	・覆土工 ・染み出し抑止工 ・水質モニタリング	
	H17-30	水質汚染 土壤汚染	H17-30-2 (第2帶水層) H17-30	砒素、ほう素、1,4-ジオキサン 鉛	第2帶水層は南東方向に深く潜り込み、表層には現れてこない。 古野累層の砂層(地下約70m)。	B	・水質モニタリングを継続する。		・浸出水の拡散	・覆土工対策により雨水浸透を抑制する ・水質モニタリングを継続する	・覆土工 ・水質モニタリング	
	B	(水質モニタリングにより影響を把握)	B	・地下約70mの土壤から鉛が検出されたが、周辺環境への影響はない。								
	H16-9	水質汚染	H16-9-1 (第1帶水層) H16-9-2 (第2帶水層) H16-9-3 (第3帶水層)	ジクロロメタン、ほう素 ほう素、1,4-ジオキサン 1,4-ジオキサン	・第1帶水層で検出されたジクロロメタンは、廃棄物層では検出されていない。 ・ほう素、1,4-ジオキサンが環境基準を超過。 ・H16-9-1のほう素は排水基準を超過したことがあるが、現在は適合。 ・第2帶水層は、地表付近には現れず、利用もされていない。	B	・水質モニタリングを継続する。	・浸出水の拡散	・覆土工対策により雨水浸透を抑制する ・水質モニタリングを継続する	・覆土工 ・水質モニタリング		
	H21-1	水質汚染	H21-1	有害項目は検出されていない	第2帶水層(暮明累層の砂礫層)が地表近くにある。	B	・水質モニタリングを継続する。	・浸出水の拡散	・水質モニタリングを継続する	・水質モニタリング		
	H21-2	水質汚染	H21-2	有害項目は検出されていない	砒素等が検出されたH17-29等の下流にあたる。	B	・水質モニタリングを継続する。	・浸出水の拡散	・水質モニタリングを継続する	・水質モニタリング		
	水路の下流区域											
	⑧	中溜池下流農地	水質汚染	水路利水農地	カドミウム	・水路の水を利用することによる農作物への影響	食品衛生法に基づく玄米の規格基準値(0.4ppm)以下。	C	・調査終了	○	—	—
土木的リスク ⑦ ① ⑨	⑦ 塹地	浸透	場内中央部	—	—	・埋立区域内の壅地等に雨水が溜まり、一部は蒸発するものの、一部は地下に浸透。廃棄物中に含まれる有害物質が溶出し、地下水の汚染原因に。	A	・雨水の浸透を抑制する。	X	・浸出水の拡散	・壅地を埋め戻して雨水が湛水しないようにする	・覆土工(埋戻工)
	① 法面等	崩落等	場内及び周縁部	—	—	・法面に小崩落痕や表層すべりあと、法尻部の浸食等が認められる。 ・原位置試験(SB-IFT試験)により廃棄物地盤の土質定数を算出し、斜面安定解析により斜面の安定性について評価した結果、地震時の安全率が1.0を下回った法面は、①中溜池長大法面、⑦平津側長大斜面、⑧馬の背斜面(東側)の3断面であった。(試計算の結果) ・埋立区域内の法面等に、廃棄物が露出している箇所がある。	A	・崩落の防止、浸食の抑制、廃棄物の飛散防止を行う。	X	・法面小崩落箇所の崩落 ・地震時の長大法面崩落	・小崩落箇所:押え盛土や連続繊維補強土により小崩落箇所の表層崩落や雨水浸食を防止する ・長大法面:押え盛土の設置により地震時の法面安定性を確保する ・露出部:厚層基材吹付により法面保護を施し、露出廃棄物の飛散、流出を防止する ・対策工維持管理のための管理用道路を設置する	・押え盛土工 ・連続繊維補強土工 ・厚層基材吹付工 ・管理用道路
	⑨ 雨水排水	雨水排水	場内及び周縁部	—	—	・豪雨時に、場内からの雨水が適切に排除されない。	A	・雨水を適切に排除する。	X	・埋立地からの表流水の流出	・雨水は雨水排水工によって適切に調整池まで導水し、調整池で洪水調整を行う ・予期せぬ局地的な豪雨等に対応するため天端部の雨水を集水し、一気に流出しないようにする	・雨水排水工 ・調整池の設置(3箇所) ・天端部集水機能の設置

※リスク評価に係る部分は、「リスク評価表(第4版)」からの抜粋

【判定 A:要対策 B:要注意 C:完了】

資料2) 有害物質等の性状、起源、挙動、健康影響等

項目	性状等	用途・起源	環境中の挙動	健康影響等	
				人の健康	植物影響
カドミウム及びその化合物	銀白色の軟らかい金属。塩化物、硫酸塩は無色。硫化物は黄色。	電気メッキ、顔料、ニッカド電池、ゴム、写真材料、プラウン管、合金、プラスチック部品など 自然界では亜鉛鉱とともに存在	土壤への吸着性が高く水への溶解度が低いため、汚染土壤中における移動性は少ない	腎臓に影響を与える、蛋白尿、腎不全を生じることがある 発がん性: 1	植物は、土壤中に過剰になると葉の白化を起こすことがある。 イネは、カドミウムを吸収・蓄積する
鉛及びその化合物	表面が酸化され、青灰色を呈する軟らかく重い金属。多くの無機塩は水に不溶。	蓄電池、水道鉛管、塗料、電池、農薬、鉛はんだ、レンズ、半導体など 自然界にも方鉛鉱（硫酸鉛）などとして存在	不溶性塩を生成しやすく、土壤にも吸着しやすい（地下水への溶出は少ない）	食欲不振、便秘、貧血、視力障害など 発がん性: 2A	根からの吸収と、大気から植物表面への沈着の2つの過程があるが、根からの吸収は少ない
砒素及びその化合物	単体は金属光沢を有する。酸化物（亜砒酸）は白色粉末状。	半導体材料、合金添加、農薬、殺鼠剤、皮革や木材の防腐剤、医薬品原料、色素製造など 温泉水にも含まれる	土壤への吸着性は弱いため、地下水中へ溶出する傾向が強い pHや酸化還元状態等により形態を複雑に変化させる	皮膚の角化症、鳥足症、末梢性神経症、皮膚がんなど 発がん性: 1	水稻の生育が阻害されることがあるが、玄米への砒素の移行はほとんどない
水銀及びその化合物	常温で液体の銀白色金属。塩化物（塩化第二水銀）は無色または白色の針状結晶。	各種電極、温度計などの計器類、水銀灯、蛍光灯など 自然界では辰砂（HgS）として産出	土壤中や水中では水銀蒸気に戻ったり、微生物により有機水銀化合物に変化するものもある	経口摂取してもほとんど体内に吸収されず、糞便や毛髪から排出される 発がん性: 3	植物は、水銀をわずかしか吸収しないので、農耕地土壤を経由した農産物汚染が問題になることはほとんどない
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	無色～黄色の粘性液体。耐熱性、絶縁性に優れ、油に溶けやすい。	絶縁体、熱媒体、可塑剤、感圧紙など（現在は使用されていない）	土壤中では移動性が小さく拡散しにくいが、化学的に安定で生分解性も低く長期間残留する	皮膚炎、塩素挫創、肝障害、浮腫、視力低下、手足のしびれ 発がん性: 2A	イネや野菜の試験で、生育への影響・玄米への蓄積はないが、野菜類の根に蓄積される傾向
ジクロロメタン	常温で無色の芳香を持つ液体。多くの有機化合物を溶解する。	塗料の剥離剤、プリント基板洗浄剤、溶剤、ウレタン発泡助剤、冷媒など	水に比較的溶けやすく、水中から大気への揮発もあまりない	麻醉作用や中枢神経障害 発がん性: 2B	陸生植物に対する毒性に関する試験報告は得られていない。
塩化ビニルモノマー	常温で無色の气体。重合するとポリ塩化ビニルとなる。	塩化ビニル樹脂の原料 土壤中ではシス-1,2-ジクロロエチレン等が分解して生成	土壤中で分解し、エチレンを生成する 表流水からは大気中に揮散する	発がん性: 1	植物に対するクロロエチレン（注：塩化ビニルモノマーの別名）の毒性に関する試験報告は得られていない。
トリクロロエチレン	常温で無色透明の液体。揮発性があり、甘い香りを持つ。不燃性。脱脂力が大きい。	金属機械部品の脱油洗浄、フロン製造、ドライクリーニング溶剤、染料の溶剤など	土壤中で分解し、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレンを生成する	肝臓や腎臓への障害、頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響 発がん性: 2A	カブラとカラスムギの種子をトリクロロエチレン（>1,000mg/kg）を含む粘土土壤に植えたところ、種子の発芽が抑制された、との報告がある。
γ-1,2-ジクロロエチレン	常温で無色透明の液体。クロロホルム様のにおいを有する。	土壤中でテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等が分解して生成	土壤中で分解し、塩化ビニルモノマーを生成する	慢性毒性に関する実験報告はない	植物に関する試験報告は得られていない。
ベンゼン	常温で無色透明の液体で、特有の臭気を有する。	合成ゴム、合成皮革、合成洗剤、有機顔料、染料、医薬品、農薬などの合成原料、溶剤など	水よりも比重が小さいため、帶水層上部に滞留しやすい	白血病、再生不良性貧血など 発がん性: 1	植物の生育に対する影響については、調査・報告事例は見当たらない
ふつ素及びその化合物	反応性が極めて高く、自然界では単体としては存在せず、ふつ化カルシウムなどとして存在。	フッ素系樹脂原料、侵食作用を利用したガラスのつや消しなど	土壤中では、ふつ素イオンの形で徐々に地下水に溶出し、土壤には吸着されにくい	軽度の斑状歯が発生することがある	大気経由での葉からの吸収と土壤・地下水経由での根からの吸収があるが、土壤からの吸収は比較的小ない
ほう素及びその化合物	単体は黒色の硬い固体。通常はほう酸塩などとして存在。	鉄合金などの硬さ増加剤、原子炉の中性子吸収剤、ガラスや陶器のエナメル合成、着火防止剤、燃料合成など	pH変化の影響を受けやすく、アルカリ性では不溶化し、酸性では降雨により流亡しやすい	高濃度のほう素を含む水の摂取によって嘔吐、腹痛、下痢及び吐き気等が生ずる	植物の必須元素の一つで、欠乏すると不穏などの症状が現れる 過剰の場合、葉緑部に異常が生じ枯死する場合あり
1,4-ジオキサン	常温で無色透明の液体で、弱いエーテル臭を有する。	有機塩素系溶剤の安定剤、溶剤など 界面活性剤製造時の副生物として家庭用洗剤などの一部にも含まれている	水に溶けやすい 生物分解されにくい	発がん性: 2B	レタス種を寒天(1,4-ジオキサン濃度1450mg/L)上で処理したところ、発芽能力に影響がみられた、との報告がある。
ダイオキシン類	常温で無色の固体。水に溶けにくく、油脂類に溶けやすい。	塩素を含んだものの燃焼、農薬の製造等に伴って、非意図的に生成	水に溶けにくく、蒸発しにくい。また、分解しにくいので土壤中などに残留する。	動物実験で発がん促進作用、甲状腺機能の低下等 発がん性: 1	野生生物に対する影響についてはよくわかっていない
硫化水素	無色の気体で、卵の腐ったような臭気を有する。空気よりやや重く、窪地などに滞留しやすい。	硫黄を含んだ物質が微生物により分解されるときに生成 自然界では、火山、温泉などで発生	水に溶け、ゆっくりと酸素と反応し、単体硫黄を生じる。	低濃度では悪臭や気道刺激 高濃度（約1,000ppm以上）の高濃度のガスを吸入すると死亡	高濃度の硫化水素にさらされると枯死する。
放射線	電離性を有する高エネルギーの電磁波又は粒子線。 α 線、 β 線、 γ 線などがある。	（当事案における起源）埋め立てられたアイアンクレイ（チタン鉱石廃棄物）中の放射性物質（ウラン等）	ラドン（ガス）は大気へ拡散 ウラン、トリウム等は水に溶ける	悪心・嘔吐、消化管障害、骨髄障害、中枢神経障害、リンパ球減少 発がん性: 1	非常に高線量の放射線にさらされると枯死する。

学識経験者一覧

(コーディネーター)

三重大学大学院生物資源学研究科 教授 酒井 俊典

早稲田大学理工学術院 教授 山崎 淳司

鳥取環境大学環境学部 講師 金相烈

四日市大学環境情報学部 非常勤講師 高橋 正昭

三重大学大学院生物資源学研究科 准教授 岡島 賢治

四日市市大矢知・平津事案

リスク管理表

平成24年7月12日 第1版

平成25年3月21日 第2版

平成26年3月28日 第3版

平成27年3月11日 第4版

事務局 三重県環境生活部廃棄物対策局

廃棄物適正処理プロジェクトチーム

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL 059-224-2483

FAX 059-224-2530